

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
共-2 重大事故等対処設備の設備分類等	共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について	共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について	
<p>1. 重大事故等対処設備の選定について 重大事故等対処設備の選定にあたっては、手順と設備を整合させる観点から、設置許可添付十（技術的能力）と添付八（設備）において、共通の重大事故等対処設備を抽出して記載するが、これらに加えて以下の設備を重大事故等対処設備とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重大事故等時に流路を形成する設備</li> <li>② 重大事故等時に使用する、原子炉トリップ信号で動作する系統に含まれる設備である原子炉トリップシャンスルーバー及び制御棒クラスター</li> <li>③ その他重大事故等時に使用する設備（有効性評価において使用する設備）：蓄圧タンク・蓄圧タンク出口弁・余熱除去ポンプ入口弁等</li> </ul> <p>①については、原則として既設置許可で登録されている設備（配管を除く）を記載しているが、以下については、設置許可に記載すべき設備として抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管であっても「1次冷却材管」「加圧器サージ管」「主蒸気管」は、既設置許可に登録されていることから記載する。</li> <li>・「貯水槽」「海水ポンプ室」は、既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に海水ポンプの流路として使用するため今回新たに記載する。</li> <li>・「海水ストレーナ」は、既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口として特別な使い方をするため今回新たに記載する。これらをまとめて別紙1に示す。</li> </ul> <p>また、重大事故等の対処に使用するものについては、重大事故等対処設備、多様性拡張設備（設置許可添付十）を記載しているが、これら以外のものについては、以下の判断基準により「その他資機材」として整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備の移動、運搬に活用する車両等のうち以下のもの</li> <li>・構内に代用可能な車両があり、他の運搬手段で代替可能なもの</li> <li>・人力でも有効性評価時間内に対応可能であるが、省力化のため導入するもの</li> <li>・構内に複数保有しており、速やかに入手できる汎用工具等</li> <li>・放射線防護具等、構内に十分な予備が保管されている資材（ゴム手袋、タイベック、マスク、靴下等の装着品、エリア設定に用いるバリア、鉛遮へい等）</li> <li>・消耗品（乾電池、テープ、ガスケット等）</li> </ul> <p>表1に、「その他資機材」として整理した主なものを示す。</p>	<p>1 重大事故等対処設備</p> <p>1.1 重大事故等対処設備について 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料プール内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第三章（重大事故等対処施設）にて定められる重大事故等対処設備として以下の設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第43条 アクセスルートを確保するための設備</li> <li>・第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>・第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</li> <li>・第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</li> <li>・第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</li> <li>・第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</li> <li>・第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</li> <li>・第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</li> <li>・第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</li> <li>・第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>・第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</li> <li>・第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</li> <li>・第55条 工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>・第56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</li> <li>・第57条 電源設備</li> <li>・第58条 計装設備</li> <li>・第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</li> <li>・第60条 監視測定設備</li> <li>・第61条 緊急時対策所</li> <li>・第62条 通信連絡を行うために必要な設備</li> </ul> <p>これらの設備については、[A]新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備に加え、当該設備が機能を発揮するため必要な系（水源から注水先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</p>	<p>1 重大事故等対処設備</p> <p>1.1 重大事故等対処設備について 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第三章（重大事故等対処施設）にて定められる重大事故等対処設備として以下の設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第43条 アクセスルートを確保するための設備</li> <li>・第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>・第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</li> <li>・第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</li> <li>・第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</li> <li>・第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</li> <li>・第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</li> <li>・第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</li> <li>・第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</li> <li>・第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>・第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</li> <li>・第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</li> <li>・第55条 工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>・第56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</li> <li>・第57条 電源設備</li> <li>・第58条 計装設備</li> <li>・第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</li> <li>・第60条 監視測定設備</li> <li>・第61条 緊急時対策所</li> <li>・第62条 通信連絡を行うために必要な設備</li> </ul> <p>これらの設備については、[A]新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備に加え、当該設備が機能を発揮するため必要な系（水源から注水先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 a. 以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 c. 以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 常設重大事故等対処設備のうち、上記 a., b., c., d., e. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>g. 可搬型重大事故防止設備 重大事故防止設備のうち可搬型のもの</p> <p>h. 可搬型重大事故緩和設備 重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>i. 可搬型重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 g. 以外の可搬型のもの（ただし、<b>女川原子力発電所2号炉</b>においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>j. 可搬型重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 h. 以外の可搬型のもの（ただし、<b>女川原子力発電所2号炉</b>においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 可搬型重大事故等対処設備のうち、上記 g., h., i., j. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>重大事故等対処設備の分類の概念を図1に示す。</p>	<p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 a. 以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 c. 以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 常設重大事故等対処設備のうち、上記 a., b., c., d., e. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>g. 可搬型重大事故防止設備 重大事故防止設備のうち、可搬型のもの</p> <p>h. 可搬型重大事故緩和設備 重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>i. 可搬型重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 g. 以外の可搬型のもの（ただし、<b>泊発電所3号炉</b>においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>j. 可搬型重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 h. 以外の可搬型のもの（ただし、<b>泊発電所3号炉</b>においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 可搬型重大事故等対処設備のうち、上記 g., h., i., j. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>重大事故等対処設備の分類の概念を図1に示す。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(説明)         A: ATWS遮断装置(3台各、常設重要度なし)         B: 可搬式遮断装置(オボンブレーカー、可搬型重大事故防止・第1種別運転)         C: 常設型遮断装置(オボンブレーカー、常設重要度なし)         D: 水素発生器(AM系)(54台、常設遮断・第1種別運転)         E: 電動油圧式水素漏れ抑制装置(52台、常設遮断)     </p>	<p>図1 重大事故等対処設備の分類</p>	<p>図1 重大事故等対処設備の分類</p>	

図1 重大事故等対処設備の区分について

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.3 重大事故等対処設備の選定の考え方について 1.1に示した重大事故等対処設備については、図2に示す選定及び分類フローに基づき、それぞれ以下のとおり選定し、かつ1.2に示した設備分類に分類する。</p> <p>(1) 対象設備の選定 1.1に示したとおり、『重大事故等対処設備』とは、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）に定められる設備である。設置許可基準規則第三章には第37条～第62条の26条文があり、このうち、選定した重大事故等対処施設の有効性の評価を求める条文である第37条、重大事故等対処施設全般に対する要求を示した条文である第38条～第41条を除く21条文に適合するために必要な設備が対象となる。なお、各条文に適合するために必要な設備ではなく、かつ設計基準対象施設にも該当しない設備は、自主対策設備である。</p> <p>(2) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類 1.1に示したとおり、(1)に示す21条文に適合するために必要な設備には、新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備、及び当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）が含まれるものとする。 一方、設計基準対象施設の機能を重大事故等発生時に期待する場合において、上記設備に該当しないものは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。これは、設計基準対象施設として設計されており、かつ新たに機能を付加させていない設備については、設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているものであるが、使用環境等が異なる可能性があるため、当該使用環境において使用できること等を評価によって示すためである。 この考え方方、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」2.2.2有効性評価の共通解析条件に記載されている以下の内容にも合致するものである。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備の適用条件 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性（原子炉の圧力、温度及び水位等）が示された場合には、その機能を期待できる。</p> <p>すなわち、重大事故等対処設備の有効性評価においては、有効性を確認したい重大事故等対処設備以外は、機能を期待することが妥当な設計基準対象施設を含めることができるということであり、このような設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけるものである。</p>	<p>1.3 重大事故等対処設備の選定の考え方について 1.1に示した重大事故等対処設備については、図2に示す選定及び分類フローに基づき、それぞれ以下のとおり選定し、かつ1.2に示した設備分類に分類する。</p> <p>(1) 対象設備の選定 1.1に示したとおり、『重大事故等対処設備』とは、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）に定められる設備である。設置許可基準規則第三章には第37条～第62条の26条文があり、このうち、選定した重大事故等対処施設の有効性の評価を求める条文である第37条、重大事故等対処施設全般に対する要求を示した条文である第38条～第41条を除く21条文に適合するために必要な設備が対象となる。なお、各条文に適合するために必要な設備ではなく、かつ設計基準対象施設にも該当しない設備は、自主対策設備である。</p> <p>(2) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類 1.1に示したとおり、(1)に示す21条文に適合するために必要な設備には、新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備、及び当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）が含まれるものとする。 一方、設計基準対象施設の機能を重大事故等発生時に期待する場合において、上記設備に該当しないものは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。これは、設計基準対象施設として設計されており、かつ新たに機能を付加させていない設備については、設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているものであるが、使用環境等が異なる可能性があるため、当該使用環境において使用できること等を評価によって示すためである。 この考え方方、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」2.2.2有効性評価の共通解析条件に記載されている以下の内容にも合致するものである。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備の適用条件 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性（原子炉の圧力、温度及び水位等）が示された場合には、その機能を期待できる。</p> <p>すなわち、重大事故等対処設備の有効性評価においては、有効性を確認したい重大事故等対処設備以外は、機能を期待することが妥当な設計基準対象施設を含めることができるということであり、このような設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけるものである。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、第44条に適合するために必要な設備のうち、<b>ほう酸水注入系</b>については、第25条に定められる反応度制御系及び原子炉停止系に該当する設計基準対象施設であり、原子炉に注入することで反応度を制御するための設備である点は変更がない。しかし、当該系統の効果に期待する「原子炉停止機能喪失」事象が新たに重大事故等として明確に位置づけられたことから、重大事故等対処設備にも該当する設備と整理し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）には位置づけないことをとする。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準」で設置を要求される設備についても、同様に、重大事故等対処設備と整理されるか、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけられるかの分類を実施する。</p> <p>例えば、同審査基準1.2【解釈】1(3)a)</p> <p>「重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系（S L C S）又は制御棒駆動機構（C R D）等から注水する手順等を整備すること。（BWRの場合）」</p> <p>で要求される手順にて使用するほう酸水注入系又は制御棒駆動水圧系を用いた注水（事象緩和のみの少量注水）は、設計基準対象施設兼重大事故等対処設備であるほう酸水注入系又は設計基準対象施設である制御棒駆動水圧系を重大事故等発生時の高圧注水の用途に流用して使用するものであり、本来の機能を発揮させる方法で使用した結果として原子炉圧力容器内に水を送ることも兼ねる手順を整備するものである。本要求に対しては、設計基準対象施設兼重大事故等対処設備であるほう酸水注入系をもって適合することとし、制御棒駆動水圧系について新たな分類は付加しないこととする。</p>	<p>なお、第44条に適合するために必要な設備のうち、<b>ほう酸水注入に使用する化学体積制御設備</b>については、第25条に定められる反応度制御系及び原子炉停止系に該当する設計基準対象施設であり、原子炉に注入することで反応度を制御するための設備である点は変更がない。しかし、当該系統の効果に期待する「原子炉停止機能喪失」事象が新たに重大事故等として明確に位置づけられたことから、重大事故等対処設備にも該当する設備と整理し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）には位置づけないこととする。</p> <p>一方、第44条に要求される<b>ほう酸水注入を実施する設備</b>のうち、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポンプを用いたほう酸水注入は、設計基準対象施設兼重大事故等対処設備である高圧注入系を、重大事故等発生時に1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満であればほう酸水注入の用途に流用して使用するものであり、本来の機能を発揮させる方法で使用した結果としてほう酸水を発電用原子炉へ注入するものである。本要求に対しては、設計基準対象施設兼重大事故等対処設備である化学体積制御設備をもって適合することとし、高圧注入系について新たな分類は付加しないこととする。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準」で設置を要求される設備についても、同様に、重大事故等対処設備と整理されるか、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけられるかの分類を実施する。</p>	<p><b>【女川】</b> PWR固有の整理 ・ほう酸水を注入する設備として、化学体積制御設備を用いる手段に加え、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系を用いる手段があるが、高圧注入系を用いる手段は1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満である場合にほう酸水注入が可能な手段であり、重大事故等対処設備の分類は付加せず、技術的能力1.1において自主対策設備と位置付ける。（大飯と同様の整理）</p> <p><b>【女川】</b> 技術的能力審査基準1.2【解釈】1(3)重大事故等の進展抑制は、BWR固有の要求事項であり、PWRにおいて該当する手順はない。</p>

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、同審査基準 1. 1 4 【解釈】 1 (1) c)</p> <p>「複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。」</p> <p>で要求される手順にて使用する号機間電力融通用の予備ケーブルは、<b>女川原子力発電所2号炉</b>は単号機申請であることから、対象外である。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設の除外</p> <p>第42条に適合するためだけに必要な設備は『特定重大事故等対処施設』であり、本申請内容には該当しないため除外する。</p>	<p>例えば、同審査基準 1. 1 4 【解釈】 1 (1) c)</p> <p>「複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。」</p> <p>で要求される手順にて使用する号機間電力融通用の予備ケーブルは、<b>泊発電所3号炉</b>は単号機申請であることから、対象外である。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設の除外</p> <p>第42条に適合するためだけに必要な設備は『特定重大事故等対処施設』であり、本申請内容には該当しないため除外する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① (1) ①(a)-1, ①(a)-2 については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称、及び当該設備の耐震重要度分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処設備が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上位の耐震重要度分類を記載する。</p> <p>② (1) ①(b) 及び①(c)については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「—」を記載する。</p> <p>③ (1) ②(a)については、重大事故防止設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「—」を記載する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容比較用に、次頁に再掲</p>			
<p>(3) 重大事故等対処設備の重大事故等クラスの記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① 「SA-2」：技術基準規則に規定されている「重大事故等クラス2容器」、「重大事故等クラス2管」、「重大事故等クラス2ポンプ」又は「重大事故等クラス2弁」のいずれかに該当するもの</p> <p>② 「SA-3」：技術基準規則に規定されている「重大事故等クラス3容器」、「重大事故等クラス3管」、「重大事故等クラス3ポンプ」又は「重大事故等クラス3弁」のいずれかに該当するもの。</p> <p>③ 「—」：SA-2 にも SA-3 にも属さないもの。</p>	<p>(4) 防止設備、緩和設備の分類</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）を除き、重大事故を防止するために必要な設備は『重大事故防止設備』、重大事故の影響の緩和を行うために必要な設備は『重大事故緩和設備』と整理する。両方に該当する場合は『重大事故防止設備兼重大事故緩和設備』と整理し、いずれにも該当しない場合は『防止でも緩和でもない設備』とする。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故対処設備の設備分類等を表1に示す。なお、記載は以下のとおりとする。</p> <p>a. 設備種別 「常設」又は「可搬型」を記載する。</p> <p>b. 機器クラス 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）に基づき、重大事故等クラスを記載する。常設のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-2」（重大事故等クラス2）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。可搬型のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-3」（重大事故等クラス3）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。</p> <p>内燃機関については、「発電用火力設備に関する技術基準」を準用することから、「—」を記載する。</p>	<p>(4) 防止設備、緩和設備の分類</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）を除き、重大事故を防止するために必要な設備は『重大事故防止設備』、重大事故の影響の緩和を行うために必要な設備は『重大事故緩和設備』と整理する。両方に該当する場合は『重大事故防止設備兼重大事故緩和設備』と整理し、いずれにも該当しない場合は『防止でも緩和でもない設備』とする。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故対処設備の設備分類等を表1に示す。なお、記載は以下のとおりとする。</p> <p>a. 設備種別 「常設」又は「可搬型」を記載する。</p> <p>b. 機器クラス 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）に基づき、重大事故等クラスを記載する。常設のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-2」（重大事故等クラス2）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。可搬型のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-3」（重大事故等クラス3）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。</p> <p>内燃機関については、「発電用火力設備に関する技術基準」を準用することから、「—」を記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① (1) ①(a)-1, ①(a)-2 については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称、及び当該設備の耐震重要度分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処設備が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上位の耐震重要度分類を記載する。</p> <p>② (1) ①(b)及び①(c)については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「一」を記載する。</p> <p>③ (1) ②(a)については、重大事故防止設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「一」を記載する。</p> <p style="text-align: right;"><a href="#">内容比較用に、前頁の記載を再掲</a></p>	<p>c. 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準対象施設</p> <p>(a) 重大事故等対処設備（計装設備（設置許可基準規則第58条）を除く。）について、代替する機能を有する設計基準対象施設がある場合は、その名称及び耐震重要度分類を記載し、代替する機能を有する設計基準対象施設がない場合は、「一」を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待するため、設計基準対象施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備については、( ) 内に当該設備を記載する。</p> <p>(b) 計装設備（設置許可基準規則第58条）は、主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視バラメータの名称及び耐震重要度を記載する。重要代替監視バラメータがない場合は、「一」を記載する。</p> <p>なお、計装設備のうち、その他（重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助バラメータ）については、設置許可基準規則第58条への適合方針に従い、重大事故等対処設備に位置づけるものの代替バラメータは設定しないことから、上記 (a) に従って記載する。</p>	<p>c. 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準対象施設</p> <p>(a) 重大事故等対処設備（計装設備（設置許可基準規則第58条）を除く。）について、代替する機能を有する設計基準対象施設がある場合は、その名称及び耐震重要度分類を記載し、代替する機能を有する設計基準対象施設がない場合は、「一」を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待するため、設計基準対象施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備については、( ) 内に当該設備を記載する。</p> <p>(b) 計装設備（設置許可基準規則第58条）は、主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視バラメータの名称及び耐震重要度を記載する。重要代替監視バラメータがない場合は、「一」を記載する。</p> <p>なお、計装設備のうち、その他（重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助バラメータ）については、設置許可基準規則第58条への適合方針に従い、重大事故等対処設備に位置づけるものの代替バラメータは設定しないことから、上記 (a) に従って記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について            (1) 可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数について            &lt;基本的考え方&gt;            可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数の確保の基本的考え方については、基準規則43条3項1号「想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。」に基づき、次のとおりとする。            必要な容量として、基準規則の解釈43条5項(c)「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効な機能を果たすことができる容量」を満足する数量（以下、必要数：「N」という。）を確保する。            また、十分に余裕のある容量として、必要数に加え、基準規則の解釈43条5項(a)及び(b)を踏まえて、以下のとおりとする。            ① 可搬型重大事故等対処設備の区分に応じた十分に余裕のある容量の確保の考え方            (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、基準規則の解釈43条5項(a)により、「1基当たり2セット以上を持つこと。これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を2セット（2N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。            (イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものは、基準規則の解釈43条5項(b)により、「1負荷当たり1セットに、工場等全体で故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量を持つこと。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を1セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。            なお、可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものとは、可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器とする。            (ウ) (ア)及び(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備は、(イ)と同様の考え方方に従い、必要数1セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。            ② 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ（予備）数の確保の考え方            バックアップ（予備）数については、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮するものとし、保守点検時であっても故障時のバックアップが確保された状態するために、保守点検実施時期、保守点検内容、保守点検実施時の対応を勘案し、バックアップ保有数（α）を選定する。</p>			<p>【大飯】            記載方針の相違            ・女川審査実績の反映            ・泊、女川とも左記考え方方に相当する内容を「共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について」に整理する。</p>

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上の考え方をフローにしたものを図2に示す。</p>			

図2 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ保有数選定フロー

## (2) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の考え方について

- (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、 $2N+1$  ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $2N+2$ ）を保有する。  
 (イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器）は、 $N+1$  ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を保有する。  
 (ウ) (ア)・(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備（例：タンクローリー等）は、 $N+1$  ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を保有する。

## (3) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の設置許可上の記載について

- (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、 $2N+1$  ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $2N+2$ ）を記載する。  
 (イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器）は、 $N+1$  ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を記載する。  
 (ウ) (ア)・(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備は、 $N+1$  ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を記載する。

別紙3に可搬型重大事故等対処設備の一覧表を保有数量の考え方とともに示す。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p style="text-align: center;">別紙1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事故等対策において流路機能を有する設備</th> <th>既設置許可の記載箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>原子炉容器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>2</td><td>加圧器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>3</td><td>蒸気発生器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>4</td><td>1次冷却材ポンプ</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>5</td><td>1次冷却材管</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>6</td><td>加圧器サーボ管</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>7</td><td>使用済燃料ピット</td><td>燃料取扱及び貯蔵設備</td></tr> <tr> <td>8</td><td>貯水槽</td><td>※1</td></tr> <tr> <td>9</td><td>海水ポンプ室</td><td>※1</td></tr> <tr> <td>10</td><td>A、B海水ストレーナ</td><td>※2</td></tr> <tr> <td>11</td><td>A、B原子炉循環冷却水冷却器</td><td>原子炉循環冷却水設備</td></tr> <tr> <td>12</td><td>A、B余熱除去冷却器</td><td>非常用炉心冷却設備 余熱除去設備</td></tr> <tr> <td>13</td><td>中央制御室空調ユニット</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr> <td>14</td><td>ほう酸フィルタ</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr> <td>15</td><td>再生熱交換器</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr> <td>16</td><td>A、B格納容器スプレイ冷却器</td><td>原子炉格納容器スプレイ設備</td></tr> <tr> <td>17</td><td>主蒸気管</td><td>主蒸気系統設備</td></tr> <tr> <td>18</td><td>排気筒</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr> <td>19</td><td>原子炉格納容器</td><td>原子炉格納施設</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に海水ポンプの流路として使用するため今回新たに記載する。</p> <p>※2 既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に可搬型重大事故等対応設備と常設設備との接続口として特別な使い方をするため今回新たに記載する。</p>	重大事故等対策において流路機能を有する設備		既設置許可の記載箇所	1	原子炉容器	1次冷却設備	2	加圧器	1次冷却設備	3	蒸気発生器	1次冷却設備	4	1次冷却材ポンプ	1次冷却設備	5	1次冷却材管	1次冷却設備	6	加圧器サーボ管	1次冷却設備	7	使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備	8	貯水槽	※1	9	海水ポンプ室	※1	10	A、B海水ストレーナ	※2	11	A、B原子炉循環冷却水冷却器	原子炉循環冷却水設備	12	A、B余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備	13	中央制御室空調ユニット	換気空調設備	14	ほう酸フィルタ	化学体積制御設備	15	再生熱交換器	化学体積制御設備	16	A、B格納容器スプレイ冷却器	原子炉格納容器スプレイ設備	17	主蒸気管	主蒸気系統設備	18	排気筒	換気空調設備	19	原子炉格納容器	原子炉格納施設	<p style="text-align: center;">【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul>
重大事故等対策において流路機能を有する設備		既設置許可の記載箇所																																																											
1	原子炉容器	1次冷却設備																																																											
2	加圧器	1次冷却設備																																																											
3	蒸気発生器	1次冷却設備																																																											
4	1次冷却材ポンプ	1次冷却設備																																																											
5	1次冷却材管	1次冷却設備																																																											
6	加圧器サーボ管	1次冷却設備																																																											
7	使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備																																																											
8	貯水槽	※1																																																											
9	海水ポンプ室	※1																																																											
10	A、B海水ストレーナ	※2																																																											
11	A、B原子炉循環冷却水冷却器	原子炉循環冷却水設備																																																											
12	A、B余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備																																																											
13	中央制御室空調ユニット	換気空調設備																																																											
14	ほう酸フィルタ	化学体積制御設備																																																											
15	再生熱交換器	化学体積制御設備																																																											
16	A、B格納容器スプレイ冷却器	原子炉格納容器スプレイ設備																																																											
17	主蒸気管	主蒸気系統設備																																																											
18	排気筒	換気空調設備																																																											
19	原子炉格納容器	原子炉格納施設																																																											

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																			
<table border="1"> <caption>第10条 重大事故等対応設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">新規</th> <th colspan="4">既存</th> </tr> <tr> <th>既存機器</th> <th>新規機器</th> <th>対応する機器等に対する記載</th> <th>既存機器</th> <th>対応する機器等に対する記載</th> <th>既存機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アラームホールド機能</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>不適</td> <td>対応手段</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	新規		既存				既存機器	新規機器	対応する機器等に対する記載	既存機器	対応する機器等に対する記載	既存機器	アラームホールド機能	—	—	不適	対応手段	—	<table border="1"> <caption>表1 重大事故等対応設備の設備分類</caption> <caption>第43条 重大事故等対応設備</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">新規機器</th> <th rowspan="2">既存</th> <th colspan="4">対応する機器等に対する記載</th> </tr> <tr> <th>既存機器</th> <th>既存機器</th> <th>既存機器</th> <th>既存機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アラームホールド機能</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>不適</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アラームホールド機能</td> <td>アラームホールド機能</td> <td>—</td> <td>不適</td> <td>対応手段</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アラームホールド機能</td> <td>アラームホールド機能</td> <td>—</td> <td>不適</td> <td>対応手段</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	新規機器	既存	対応する機器等に対する記載				既存機器	既存機器	既存機器	既存機器	アラームホールド機能	—	—	不適	—	アラームホールド機能	アラームホールド機能	—	不適	対応手段	—	アラームホールド機能	アラームホールド機能	—	不適	対応手段	—	<table border="1"> <caption>第43条 重大事故等対応設備</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">新規機器</th> <th rowspan="2">既存</th> <th colspan="4">対応する機器等に対する記載</th> </tr> <tr> <th>既存機器</th> <th>既存機器</th> <th>既存機器</th> <th>既存機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アラームホールド機能</td> <td>アラームホールド機能</td> <td>—</td> <td>不適</td> <td>対応手段</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アラームホールド機能</td> <td>アラームホールド機能</td> <td>—</td> <td>不適</td> <td>対応手段</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	新規機器	既存	対応する機器等に対する記載				既存機器	既存機器	既存機器	既存機器	アラームホールド機能	アラームホールド機能	—	不適	対応手段	—	アラームホールド機能	アラームホールド機能	—	不適	対応手段	—	<p>(43条) 【女川】 使用機材の相違</p>
新規		既存																																																																				
既存機器	新規機器	対応する機器等に対する記載	既存機器	対応する機器等に対する記載	既存機器																																																																	
アラームホールド機能	—	—	不適	対応手段	—																																																																	
新規機器	既存	対応する機器等に対する記載																																																																				
		既存機器	既存機器	既存機器	既存機器																																																																	
アラームホールド機能	—	—	不適	—																																																																		
アラームホールド機能	アラームホールド機能	—	不適	対応手段	—																																																																	
アラームホールド機能	アラームホールド機能	—	不適	対応手段	—																																																																	
新規機器	既存	対応する機器等に対する記載																																																																				
		既存機器	既存機器	既存機器	既存機器																																																																	
アラームホールド機能	アラームホールド機能	—	不適	対応手段	—																																																																	
アラームホールド機能	アラームホールド機能	—	不適	対応手段	—																																																																	

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BW固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BP固有の設備や対応手段であり、泊号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BP固有の設備や対応手段であり、泊号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BW固有の設備や対応手段であり、泊：号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

### 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p style="text-align: center;">第4-7条 原子炉冷却材炉内パルスゲートによる制御装置の運転について</p> <p style="text-align: center;">(4-7条)</p>	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		(5.3条)
計画(開設・新設)	実績(既存)	供給部位	供給する機器等に対する基本的対応設備	設備種類	最大供給等の設備	【女川】
アシモリクタ密閉化装置 アシモリクタ密閉化ノットホールド	—	—	—	定期検査 定期点検 定期監視	定期点検 定期監視	対応手段、対応設備の相違
電気炉用分岐面板 電気炉用分岐面板	—	—	—	定期監査 定期監査	定期監査	【大飯】
電気炉用分岐面板 電気炉用分岐面板	—	—	—	定期監査 定期監査	定期監査	記載方針の相違
アシモリクタ密閉度計	実績監測	—	—	定期監査 定期監査	定期監査	・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載）
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		・重大事故等対応設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	<p style="text-align: center;">第54条 使用済燃料の収容の冷却等のための設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">回路<sup>a)</sup></th> <th colspan="2">仕様</th> <th rowspan="2">設備分類</th> </tr> <tr> <th>回路</th> <th>副回路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料バーナー給油装置ポンプ</td> <td>循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）</td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>燃料バーナー給油装置ポンプ（燃焼水系上流）</td> <td>循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）</td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.3</td> </tr> <tr> <td>燃料バーナー給油装置ポンプ（燃焼水系下流）</td> <td>循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）</td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.4</td> </tr> <tr> <td>循環水系下流（一回水→燃焼水回路）</td> <td></td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.5</td> </tr> <tr> <td>循環水系ポンプ（一回水系）</td> <td></td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.6</td> </tr> <tr> <td>一回水系ポンプ（一回水系）</td> <td></td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.7</td> </tr> <tr> <td>循環水系給水装置（循環水系下流）</td> <td>循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）</td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.8</td> </tr> <tr> <td>燃料バーナー給油装置ポンプ（循環水系下流）</td> <td>循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）</td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.9</td> </tr> <tr> <td>燃料バーナー給油装置ポンプ（循環水系上流）</td> <td>循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）</td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.10</td> </tr> <tr> <td>循環水系ポンプ（循環水系上流）</td> <td></td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.11</td> </tr> <tr> <td>循環水系ポンプ（循環水系下流）</td> <td></td> <td>可燃性</td> <td>非燃性</td> <td>90.12</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注) 設備分類に「○」(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)を用いて示す。</small></p>	設備名	回路 <sup>a)</sup>	仕様		設備分類	回路	副回路	燃料バーナー給油装置ポンプ	循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）	可燃性	非燃性	90.2	燃料バーナー給油装置ポンプ（燃焼水系上流）	循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）	可燃性	非燃性	90.3	燃料バーナー給油装置ポンプ（燃焼水系下流）	循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）	可燃性	非燃性	90.4	循環水系下流（一回水→燃焼水回路）		可燃性	非燃性	90.5	循環水系ポンプ（一回水系）		可燃性	非燃性	90.6	一回水系ポンプ（一回水系）		可燃性	非燃性	90.7	循環水系給水装置（循環水系下流）	循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）	可燃性	非燃性	90.8	燃料バーナー給油装置ポンプ（循環水系下流）	循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）	可燃性	非燃性	90.9	燃料バーナー給油装置ポンプ（循環水系上流）	循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）	可燃性	非燃性	90.10	循環水系ポンプ（循環水系上流）		可燃性	非燃性	90.11	循環水系ポンプ（循環水系下流）		可燃性	非燃性	90.12	<p style="color: yellow;">(54条)</p> <p style="color: green;">【女川】</p> <p style="color: blue;">対処方針の相違</p> <p style="color: yellow;">・泊では、使用済燃料ピットを設置している燃料取扱棟は、周辺の建屋と区画されていることから、使用済燃料ピットから発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱棟内となる。燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備である使用済燃料ピット監視設備は高温、高湿度環境での使用にも耐えられる構造及び環境条件（温度 100℃、湿度 100%）で設計している。さらに、想定事故 1、2 の有効性評価において、使用済燃料ピット水が沸騰状態となる前に注水準備が完了することを確認しており、水蒸気の発生を抑制でき、短時間に大量の水蒸気が発生する状況にならないため、使用済燃料プールの除熱設備は設けていない。 (大飯も同様)</p>
設備名	回路 <sup>a)</sup>			仕様			設備分類																																																									
		回路	副回路																																																													
燃料バーナー給油装置ポンプ	循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）	可燃性	非燃性	90.2																																																												
燃料バーナー給油装置ポンプ（燃焼水系上流）	循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）	可燃性	非燃性	90.3																																																												
燃料バーナー給油装置ポンプ（燃焼水系下流）	循環水系上流（燃焼水→一回水回路） 循環水系下流（一回水→燃焼水回路）	可燃性	非燃性	90.4																																																												
循環水系下流（一回水→燃焼水回路）		可燃性	非燃性	90.5																																																												
循環水系ポンプ（一回水系）		可燃性	非燃性	90.6																																																												
一回水系ポンプ（一回水系）		可燃性	非燃性	90.7																																																												
循環水系給水装置（循環水系下流）	循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）	可燃性	非燃性	90.8																																																												
燃料バーナー給油装置ポンプ（循環水系下流）	循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）	可燃性	非燃性	90.9																																																												
燃料バーナー給油装置ポンプ（循環水系上流）	循環水系下流（一回水→燃焼水回路） 循環水系上流（燃焼水→一回水回路）	可燃性	非燃性	90.10																																																												
循環水系ポンプ（循環水系上流）		可燃性	非燃性	90.11																																																												
循環水系ポンプ（循環水系下流）		可燃性	非燃性	90.12																																																												

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第55条 工場等外への放射性物質の排放を抑制するための設備						
設備名(群)(種別)	井筒換気	内野下水槽通水モード設計基準適合性 設備	設備種別	重大事故等対応設備		
		設備名	設備種別	設備種別	設備種別	
大容量ボンベ(持本施用)	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水箱	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
シールドシール	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水泵	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
スリップゲート	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
大容量ボンベ(持本施用)	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水箱	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
シールドシール	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水泵	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
揚げ合器	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
第56条、死海等への放射性物質の排放を抑制するための設備						
設備名(群)(種別)	井筒換気	内野下水槽通水モード設計基準適合性 設備	設備種別	設備種別	設備種別	
		設備名	設備種別	設備種別	設備種別	
大容量ボンベ(持本施用)	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水箱	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
シールドシール	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水泵	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
スリップゲート	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
大容量ボンベ(持本施用)	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水箱	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
シールドシール	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水泵	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
揚げ合器	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
第57条、工場等外への放射性物質の排放を抑制するための設備						
設備名(群)(種別)	井筒換気	内野下水槽通水モード設計基準適合性 設備	設備種別	設備種別	設備種別	
		設備名	設備種別	設備種別	設備種別	
大容量ボンベ(持本施用)	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水箱	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
シールドシール	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水泵	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
スリップゲート	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
大容量ボンベ(持本施用)	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水箱	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
シールドシール	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
海水泵	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
揚げ合器	本号・海防への 応急抑制	—	—	可能度 可能度	可能度 可能度	
(4-1) 女川2号炉に於ける「死海等への放射性物質の排放抑制」						

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉							
<b>第50条 重大事故等の発生に必要な水の供給設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>系統機器</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						
<b>重大事故等に対する設備</b>																						
<b>設備構成別</b>																						
<b>設備種別</b>																						

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BW固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯3・4号炉 司令室重大事故等対処設備の機器配置の考え方について										泊発電所3号炉										相違理由									
No.	設備名	品種等 (日本語 英語)	備考 (日本語 英語)	1号炉 2号炉			3号炉 4号炉			備考箇所 の番号			1号炉 2号炉			3号炉 4号炉			備考箇所 の番号			1号炉 2号炉			3号炉 4号炉				
1	可搬型代用遮蔽材（ドア）	2台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	
2	（仮設）立式遮蔽	2台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	
3	大浴場ドア	2台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	
4	大浴場ドア（波水用門）	1/2台×1脚	（ドア） （ドア）	2	大浴場ドアが波水用門に代替して使用するため、本部を新設して2階	-	2	2	1	3	-	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	
5	排水沟	1/2台×1脚	（ドア） （ドア）	2	通常の防潮門開閉装置、通常が一台物として販売	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	
6	污水槽	2台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	
7	電源箱	2台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	
8	電源箱（防潮遮蔽室主幹 ボルトナット用）	2台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	5	②	（ドア） （ドア）	
9	電源箱（完結封止用）	2台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	
10	可搬型ドア（波水用門） （外側）	1台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	1	1	1	3	①	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	3	①	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	3	①	（ドア） （ドア）	
11	可搬型遮蔽	1台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	1	1	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	3	②	（ドア） （ドア）	
12	洗濯台	1/2台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	1	1	1	2	②	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	2	②	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	2	②	（ドア） （ドア）	
13	ダーベルトリー	1台×1脚	（ドア） （ドア）	2	電気蒸気機器の機器間に付、空冷式蒸気供給装置等 等の機器間に付する	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	3	②	（ドア） （ドア）	
14	ショートブースタ	1台×1脚	（ドア） （ドア）	-	（機器）×2個	各出口の支口に各機器に付する	4個×7=28個	4個×7=28個	4個×7=28個	4個×7=28個	④	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	2	④	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	2	④	（ドア） （ドア）	
15	小型鍋物	1台×1脚	（ドア） （ドア）	-	-	-	1	1	1	2	②	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	2	②	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	2	②	（ドア） （ドア）	
16	給油ドーム	1台×1脚	（ドア） （ドア）	105 (2000リットル)	送油槽に繋ぐ2日間の必要な容量105t (2000リットル)	-	105 (2000リットル)	105 (2000リットル)	105 (2000リットル)	105 (2000リットル)	⑤	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	105 (2000リットル)	⑤	（ドア） （ドア）	-	-	1	1	1	105 (2000リットル)	⑤	（ドア） （ドア）	
17	可搬型工具箱（工具箱 器具充電器用具用）	1台×1脚	（ドア） （ドア）	-	（工具）×1個	（工具）×1個	（工具）×1個	（工具）×1個	（工具）×1個	（工具）×1個	⑥	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	21+1 (合計)	⑥	（ドア） （ドア）	-	-	2	2	1	21+1 (合計)	⑥	（ドア） （ドア）	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉									女川原子力発電所2号炉									泊発電所3号炉									相違理由
11	自衛警報	感知器 感知器 感知器	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・泊、女川とも左記に相当する内容を「共 －4 可搬型重大事故等対処設備の必要 数、予備数及び保有数について」に整理す る。																								

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-3 重大事故等対処設備の環境条件について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>共-3 重大事故等対処設備の環境条件について</p> <p>重大事故等対処設備の環境条件について</p> <p>重大事故等対処設備については、保管時・機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。</p> <p>保管時については、重大事故等対処設備は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、可能な限りの多様性、独立性を確保した設計とする。また、多様性を確保できない場合は、修復性等を考慮し、可能な限り頑健性をもたせた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の機能要求時の環境条件については、自然現象を考慮に入れた適切な規模を想定する必要がある。重大事故等については、設計基準では発生しないとしているため、発生要因は特定せずにランダムで発生している状況を考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能要求時における環境条件として考慮する自然現象は、第四条（地震）及び第五条（津波）に加え、第六条（その他自然現象）で選定した事象のうち、敷地周辺に発生要因が無いことを確認できた事象（洪水、地滑り）を除いた事象から選定する。</p> <p>選定した自然現象を環境条件として考慮する際の規模は、重大事故等の発生が設計基準事故の発生と比較して低頻度であることを考慮し、設計基準として想定する規模と比較して厳しくなく、かつ、日常的に発生する規模と比較して保守的なものとする。</p> <p>具体的には、発電所敷地周辺における観測記録の年最大値の平均又は観測記録から求めた年超過確率<math>10^{-1}</math>の規模のうち保守的なものとする。なお、参照する年超過確率(<math>10^{-1}</math>)は、発電所の供用期間（年超過確率<math>10^{-2}</math>の規模）を踏まえて設定した。</p> <p>以上の考え方に基づき、環境条件として設定する自然現象として、風（台風）、凍結、降水、積雪を選定する。検討結果を図1及び表1に示す。</p>	<p>共-3 重大事故等対処設備の環境条件について</p> <p>重大事故等対処設備の環境条件について</p> <p>重大事故等対処設備については、保管時・機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。</p> <p>保管時については、重大事故等対処設備は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、可能な限りの多様性、独立性を確保した設計とする。また、多様性を確保できない場合は、修復性等を考慮し、可能な限り頑健性をもたせた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の機能要求時の環境条件については、自然現象を考慮に入れた適切な規模を想定する必要がある。重大事故等については、設計基準では発生しないとしているため、発生要因は特定せずにランダムで発生している状況を考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能要求時における環境条件として考慮する自然現象は、第四条（地震）及び第五条（津波）に加え、第六条（その他自然現象）で選定した事象のうち、敷地周辺に発生要因が無いことを確認できた事象（洪水）を除いた事象から選定する。</p> <p>選定した自然現象を環境条件として考慮する際の規模は、重大事故等の発生が設計基準事故の発生と比較して低頻度であることを考慮し、設計基準として想定する規模と比較して厳しくなく、かつ、日常的に発生する規模と比較して保守的なものとする。</p> <p>具体的には、発電所敷地周辺における観測記録の年最大値の平均又は観測記録から求めた年超過確率<math>10^{-1}</math>の規模のうち保守的なものとする。なお、参照する年超過確率(<math>10^{-1}</math>)は、発電所の供用期間（年超過確率<math>10^{-2}</math>の規模）を踏まえて設定した。</p> <p>以上の考え方に基づき、環境条件として設定する自然現象として、風（台風）、凍結、降水、積雪を選定する。検討結果を図1及び表1に示す。</p>	<p>【女川】</p> <p>設備（プラント立地条件）の相違</p> <p>・泊は発電所敷地内に地滑り地形がある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一3 重大事故等対応設備の環境条件について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図1 重大事故等対応設備の環境条件を設定する自然現象</p>	<p>図1 重大事故等対応設備の環境条件を設定する自然現象</p>	<p>【女川】</p> <p>設備（プラント立地条件）の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は発電所敷地内に地滑り地形がある。</li> </ul>

共一3 重大事故等対応設備の環境条件について

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																											
<p><b>表1 重大事故等における環境条件を設定する自然現象の選定及び範囲の設定</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>事象</th><th>重大事故等における評価としての参考期間</th><th>環境条件設定値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>地震</td><td>五十三ヵ条における評価に引基。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>2</td><td>津波</td><td>年超過確率10%の堤防が越水したとして重大事故等に起因する設備に対する影響を考慮する。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大地震&gt;10-1年周期：約23.1m（年超過確率：約15.2m/a）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>風（台風）</td><td>環境条件として年超過確率10%の堤防の堤体を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件を考慮する。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大風速&gt;10-1年周期：約11.2°C（年超過確率平均：約8.8°C）</td></tr> <tr> <td>4</td><td>電磁</td><td>年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件を考慮する。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大風速&gt;10-1年周期：約18.2m/s（年超過確率平均：約13.0m/s）</td></tr> <tr> <td>5</td><td>津波</td><td>環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大津波&gt;10-1年周期：約16.7m（年超過確率平均：約16.7m）</td></tr> <tr> <td>6</td><td>降水</td><td>降雨条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>7</td><td>積雪</td><td>積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>8</td><td>溶解</td><td>溶解条件は、設計基準に対する超過により考慮される。屋外溶解は、溶解が及ぶ高さの対象外とする。 火山区の女川原子力発電所での火山による溶解は、10年に1回程度の頻度で発生する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>9</td><td>火災</td><td>火災は考慮しないこととする。 女川原子力発電所での火災による溶解は、10年に1回程度の頻度で発生する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>10</td><td>生物的 事象</td><td>生物的事象は、アゲハ等の飛虫の飛行による影響である。屋外溶解により、小動物に対して溶解装置等により侵入する。 溶解条件は、溶解に対する対応等により考慮する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>11</td><td>森林火災</td><td>森林火災は考慮しないこととする。 設計基準による森林火災を想定した場合でも考慮する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>12</td><td>高潮</td><td>高潮の影響を及ぼさない他の点を設置・保管する設計とする。 環境条件の対象外とする。</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	No.	事象	重大事故等における評価としての参考期間	環境条件設定値	1	地震	五十三ヵ条における評価に引基。	—	2	津波	年超過確率10%の堤防が越水したとして重大事故等に起因する設備に対する影響を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大地震>10-1年周期：約23.1m（年超過確率：約15.2m/a）	3	風（台風）	環境条件として年超過確率10%の堤防の堤体を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大風速>10-1年周期：約11.2°C（年超過確率平均：約8.8°C）	4	電磁	年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大風速>10-1年周期：約18.2m/s（年超過確率平均：約13.0m/s）	5	津波	環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大津波>10-1年周期：約16.7m（年超過確率平均：約16.7m）	6	降水	降雨条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。	—	7	積雪	積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。	—	8	溶解	溶解条件は、設計基準に対する超過により考慮される。屋外溶解は、溶解が及ぶ高さの対象外とする。 火山区の女川原子力発電所での火山による溶解は、10年に1回程度の頻度で発生する。	—	9	火災	火災は考慮しないこととする。 女川原子力発電所での火災による溶解は、10年に1回程度の頻度で発生する。	—	10	生物的 事象	生物的事象は、アゲハ等の飛虫の飛行による影響である。屋外溶解により、小動物に対して溶解装置等により侵入する。 溶解条件は、溶解に対する対応等により考慮する。	—	11	森林火災	森林火災は考慮しないこととする。 設計基準による森林火災を想定した場合でも考慮する。	—	12	高潮	高潮の影響を及ぼさない他の点を設置・保管する設計とする。 環境条件の対象外とする。	—	<p><b>表1 重大事故等における環境条件を設定する自然現象の選定及び範囲の設定（1／2）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>事象</th><th>重大事故等における環境条件としての参考事項</th><th>環境条件設定値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>地震</td><td>第十九条における評価に引基。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>2</td><td>津波</td><td>年超過確率10%の堤防が越水したとしても重大事故等に起因する影響を及ぼさない限り、環境条件を除外とする。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大震度&gt;10-1年周期：約31.6m/s（年超過確率：約25.5m/s）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>風（台風）</td><td>環境条件として年超過確率10%の風速を考慮する。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大風速&gt;10-1年周期：約23.9m/s</td></tr> <tr> <td>4</td><td>電磁</td><td>年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件の対象外とする。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大風速&gt;10-1年周期：約15.3°C（年超過確率平均：約12.8°C）</td></tr> <tr> <td>5</td><td>津波</td><td>環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大津波&gt;1時間周期：約35.0mm（年超過確率平均：約23.9mm）</td></tr> <tr> <td>6</td><td>降水</td><td>環境条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大降水量&gt;10-1年周期：約100.0mm（年超過確率平均：約66.5mm）</td></tr> <tr> <td>7</td><td>積雪</td><td>積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。</td><td>以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 &lt;最大積雪量&gt;10-1年周期：約145cm（年超過確率平均：約116cm）</td></tr> <tr> <td>8</td><td>落雷</td><td>落雷は、設計基準付近の堤頭部に付設される、屋外設備は、構造物に起因する影響が及ぼさない限り、設備が存在する、落雷の影響が及ぼさない設備無くこと等から、環境条件の対象外とする。</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	No.	事象	重大事故等における環境条件としての参考事項	環境条件設定値	1	地震	第十九条における評価に引基。	—	2	津波	年超過確率10%の堤防が越水したとしても重大事故等に起因する影響を及ぼさない限り、環境条件を除外とする。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大震度>10-1年周期：約31.6m/s（年超過確率：約25.5m/s）	3	風（台風）	環境条件として年超過確率10%の風速を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大風速>10-1年周期：約23.9m/s	4	電磁	年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件の対象外とする。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大風速>10-1年周期：約15.3°C（年超過確率平均：約12.8°C）	5	津波	環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大津波>1時間周期：約35.0mm（年超過確率平均：約23.9mm）	6	降水	環境条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大降水量>10-1年周期：約100.0mm（年超過確率平均：約66.5mm）	7	積雪	積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大積雪量>10-1年周期：約145cm（年超過確率平均：約116cm）	8	落雷	落雷は、設計基準付近の堤頭部に付設される、屋外設備は、構造物に起因する影響が及ぼさない限り、設備が存在する、落雷の影響が及ぼさない設備無くこと等から、環境条件の対象外とする。	—	<p><b>表1 重大事故等における環境条件を設定する自然現象の選定及び範囲の設定（2／2）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>事象</th><th>重大事故等における環境条件としての参考事項</th><th>環境条件設定値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>地震</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>2</td><td>津波</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3</td><td>風（台風）</td><td>風速に影響を及ぼさない限り、環境条件を除外とする。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>4</td><td>電磁</td><td>年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件の対象外とする。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>5</td><td>津波</td><td>環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>6</td><td>降水</td><td>環境条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>7</td><td>積雪</td><td>積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>8</td><td>落雷</td><td>落雷は、構造物に起因する影響が及ぼさない限り、設備が存在する、落雷の影響が及ぼさない設備無くこと等から、環境条件の対象外とする。</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	No.	事象	重大事故等における環境条件としての参考事項	環境条件設定値	1	地震	—	—	2	津波	—	—	3	風（台風）	風速に影響を及ぼさない限り、環境条件を除外とする。	—	4	電磁	年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件の対象外とする。	—	5	津波	環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。	—	6	降水	環境条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。	—	7	積雪	積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。	—	8	落雷	落雷は、構造物に起因する影響が及ぼさない限り、設備が存在する、落雷の影響が及ぼさない設備無くこと等から、環境条件の対象外とする。	—	<p>共3-3</p>
No.	事象	重大事故等における評価としての参考期間	環境条件設定値																																																																																																																												
1	地震	五十三ヵ条における評価に引基。	—																																																																																																																												
2	津波	年超過確率10%の堤防が越水したとして重大事故等に起因する設備に対する影響を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大地震>10-1年周期：約23.1m（年超過確率：約15.2m/a）																																																																																																																												
3	風（台風）	環境条件として年超過確率10%の堤防の堤体を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大風速>10-1年周期：約11.2°C（年超過確率平均：約8.8°C）																																																																																																																												
4	電磁	年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大風速>10-1年周期：約18.2m/s（年超過確率平均：約13.0m/s）																																																																																																																												
5	津波	環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大津波>10-1年周期：約16.7m（年超過確率平均：約16.7m）																																																																																																																												
6	降水	降雨条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。	—																																																																																																																												
7	積雪	積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。	—																																																																																																																												
8	溶解	溶解条件は、設計基準に対する超過により考慮される。屋外溶解は、溶解が及ぶ高さの対象外とする。 火山区の女川原子力発電所での火山による溶解は、10年に1回程度の頻度で発生する。	—																																																																																																																												
9	火災	火災は考慮しないこととする。 女川原子力発電所での火災による溶解は、10年に1回程度の頻度で発生する。	—																																																																																																																												
10	生物的 事象	生物的事象は、アゲハ等の飛虫の飛行による影響である。屋外溶解により、小動物に対して溶解装置等により侵入する。 溶解条件は、溶解に対する対応等により考慮する。	—																																																																																																																												
11	森林火災	森林火災は考慮しないこととする。 設計基準による森林火災を想定した場合でも考慮する。	—																																																																																																																												
12	高潮	高潮の影響を及ぼさない他の点を設置・保管する設計とする。 環境条件の対象外とする。	—																																																																																																																												
No.	事象	重大事故等における環境条件としての参考事項	環境条件設定値																																																																																																																												
1	地震	第十九条における評価に引基。	—																																																																																																																												
2	津波	年超過確率10%の堤防が越水したとしても重大事故等に起因する影響を及ぼさない限り、環境条件を除外とする。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大震度>10-1年周期：約31.6m/s（年超過確率：約25.5m/s）																																																																																																																												
3	風（台風）	環境条件として年超過確率10%の風速を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大風速>10-1年周期：約23.9m/s																																																																																																																												
4	電磁	年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件の対象外とする。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大風速>10-1年周期：約15.3°C（年超過確率平均：約12.8°C）																																																																																																																												
5	津波	環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大津波>1時間周期：約35.0mm（年超過確率平均：約23.9mm）																																																																																																																												
6	降水	環境条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大降水量>10-1年周期：約100.0mm（年超過確率平均：約66.5mm）																																																																																																																												
7	積雪	積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。	以下の限りで評価対象にして必要な時間等を考慮して設定 <最大積雪量>10-1年周期：約145cm（年超過確率平均：約116cm）																																																																																																																												
8	落雷	落雷は、設計基準付近の堤頭部に付設される、屋外設備は、構造物に起因する影響が及ぼさない限り、設備が存在する、落雷の影響が及ぼさない設備無くこと等から、環境条件の対象外とする。	—																																																																																																																												
No.	事象	重大事故等における環境条件としての参考事項	環境条件設定値																																																																																																																												
1	地震	—	—																																																																																																																												
2	津波	—	—																																																																																																																												
3	風（台風）	風速に影響を及ぼさない限り、環境条件を除外とする。	—																																																																																																																												
4	電磁	年超過確率10%程度の堤体の堤頭部を想定した場合の風速は、高くなることから、環境条件の対象外とする。	—																																																																																																																												
5	津波	環境条件として年超過確率10%の津波を考慮する。	—																																																																																																																												
6	降水	環境条件として年超過確率10%の雨量を考慮する。	—																																																																																																																												
7	積雪	積雪条件として年超過確率10%の雪量を考慮する。	—																																																																																																																												
8	落雷	落雷は、構造物に起因する影響が及ぼさない限り、設備が存在する、落雷の影響が及ぼさない設備無くこと等から、環境条件の対象外とする。	—																																																																																																																												

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共一3 重大事故等対応設備の環境条件について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<p style="text-align: center;">表1 重大事故等における環境条件としての自然災害の選定及び規模の設定（2／2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事象</th> <th>地滑りにより影響を受ける範囲は限定され、重大事故等対応設備の使用場所を内包する原子炉建屋及び屋外における可燃性蒸気事故等対応設備（小型モータリングシステムを除く）の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲に多い。また、可燃性モータリングシステムの使用場所は地滑りにより影響を受ける可能性があるが、軌道回路にアクセスすることができる場合、「アーチをスムート」上の車両や走行できる車両は設置場所を通過して測定期間で避難できないことから、環境条件の対象外とする。</th> <th>【女川】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>地滑り</td> <td> <p>10 火山の影響</p> <p>11 生物学的 事象</p> <p>12 森林火災</p> <p>13 高瀬</p> </td> <td> <p>設備（プラント立地条件）の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は発電所敷地内に地滑り地形がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	No.	事象	地滑りにより影響を受ける範囲は限定され、重大事故等対応設備の使用場所を内包する原子炉建屋及び屋外における可燃性蒸気事故等対応設備（小型モータリングシステムを除く）の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲に多い。また、可燃性モータリングシステムの使用場所は地滑りにより影響を受ける可能性があるが、軌道回路にアクセスすることができる場合、「アーチをスムート」上の車両や走行できる車両は設置場所を通過して測定期間で避難できないことから、環境条件の対象外とする。	【女川】	9	地滑り	<p>10 火山の影響</p> <p>11 生物学的 事象</p> <p>12 森林火災</p> <p>13 高瀬</p>	<p>設備（プラント立地条件）の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は発電所敷地内に地滑り地形がある。</li> </ul>	
No.	事象	地滑りにより影響を受ける範囲は限定され、重大事故等対応設備の使用場所を内包する原子炉建屋及び屋外における可燃性蒸気事故等対応設備（小型モータリングシステムを除く）の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲に多い。また、可燃性モータリングシステムの使用場所は地滑りにより影響を受ける可能性があるが、軌道回路にアクセスすることができる場合、「アーチをスムート」上の車両や走行できる車両は設置場所を通過して測定期間で避難できないことから、環境条件の対象外とする。	【女川】								
9	地滑り	<p>10 火山の影響</p> <p>11 生物学的 事象</p> <p>12 森林火災</p> <p>13 高瀬</p>	<p>設備（プラント立地条件）の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は発電所敷地内に地滑り地形がある。</li> </ul>								

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

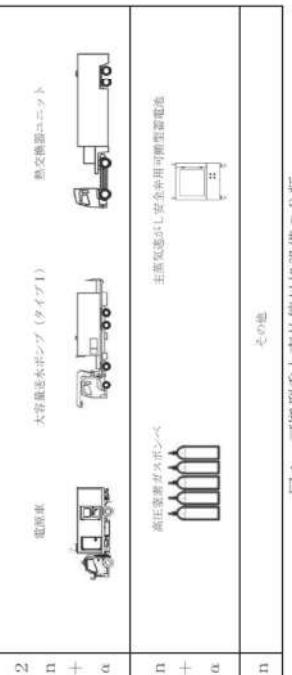
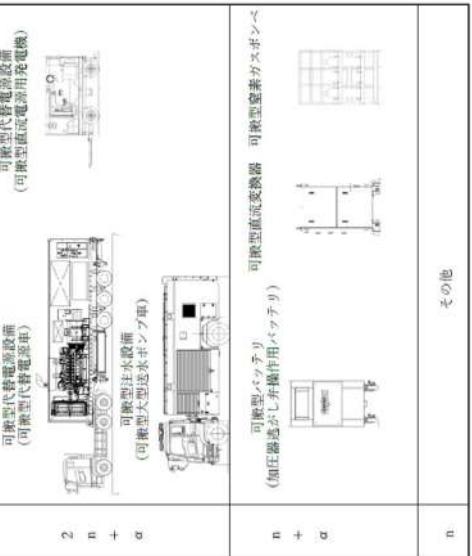
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について	共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要容量、予備数及び保有数について	共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について	【女川】 記載表現の相違 ・43条本文において、「容量等」とはポンプ流量等のことをいうのに対し、本資料は可搬型重大事故等対処設備の必要数を述べるため、記載表現を変更した（島根と同様）。
1. 可搬型重大事故等対処設備の保有数の分類について 可搬型重大事故等対処設備の配備数は「 $2n + \alpha$ 」、「 $n + \alpha$ 」、「 $n$ 」設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図る設計とする。  なお、保管場所に配備する可搬型設備は、必要により地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛又は固定を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。  タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。	1. 可搬型重大事故等対処設備の保有数の分類について 可搬型重大事故等対処設備の配備数は「 $2n + \alpha$ 」、「 $n + \alpha$ 」、「 $n$ 」設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより設備の多重化を図っている。また、常設及び可搬型設備を設置することで多様化を図る。  なお、保管エリアに配置する可搬型重大事故等対処設備は、地震及び竜巻による悪影響を防止する設計としていることから、隣接する可搬型重大事故等対処設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。 さらに、保管エリアに配置する可搬型重大事故等対処設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を満杯の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。	1. 可搬型重大事故等対処設備の保有数の分類について 可搬型重大事故等対処設備の配備数は「 $2n + \alpha$ 」、「 $n + \alpha$ 」、「 $n$ 」設備に分類し、それらを屋外設備であれば屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア※）のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより設備の多重化を図っている。また、常設及び可搬型設備を設置することで多様化を図る。  なお、保管エリアに配備する可搬型重大事故等対処設備は、地震及び竜巻による悪影響を防止する設計としていることから、隣接する可搬型重大事故等対処設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。 さらに、保管エリアに配置する可搬型重大事故等対処設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を満杯の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。	【女川】 記載表現の相違 ・43条本文において、「容量等」とはポンプ流量等のことをいうのに対し、本資料は可搬型重大事故等対処設備の必要数を述べるため、記載表現を変更した（島根と同様）。
(参考掲載) 島根 共-4 表紙および1ページ	(参考掲載) 島根 共-4-1ページ	※屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）は次のとおり。 51m倉庫・車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)、展望台行管理道路脇西側60mエリア、緊急時対策所エリア	【女川】 記載表現の相違 ・女川の保管箇所が簡潔に記載可能な名称であるのに対し、泊の保管場所名称は保管エリアごとに設置高さ等も含めた名称としていることから、本資料内では総称して「重大事故等対処設備保管エリア」として各保管エリア名称を別記載とした。
(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型重大事故等対処設備 原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、可搬型代替注水ポンプ（大量送水車）、原子炉補機代替冷却系、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。  なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。 また、燃料プールへのスプレーのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。	(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型重大事故等対処設備 原子炉建物外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。	(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型重大事故等対処設備 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機）、可搬型注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）のいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。  なお、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）の必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管エリアに予備を配備後に点検を行うことにより、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）に必要となる容量を有する設備は2セット確保される。	【女川】 記載表現の相違 ・屋外から給電又は給水を受け入れる接続口を設置している建屋について、女川は原子炉建物のみであるのに対し、泊は原子炉建屋又は原子炉補助建屋に接続口を設けている。 【女川】 記載方針の相違 ・2n配備の可搬型設備について、保守点検時の必要数確保について記載した（島根と同様）。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 「<math>n + \alpha</math>」の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>負荷に直接接続する、高圧窒素ガスボンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>(3) 「n」の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>  <p>図1 可搬型重大事故等対処設備の分類</p>	<p>(2) 「<math>n + \alpha</math>」の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>負荷に直接接続する、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁操作用バッテリ）、可搬型窒素ガスボンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ及びアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ）、可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>(3) 「n」の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>  <p>図1 可搬型重大事故等対処設備の分類</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 可搬型重大事故等対処設備の必要容量の考え方について 1基当たりの必要となる容量は、設置許可基準規則解釈第43条5(c)において「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効に必要な機能を果たすことができる容量」と示されている。ここで「想定する重大事故等」とは、同解釈第43条1において「第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想定するもの。）、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループ」と示されていることから、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮して必要となる容量を算出する必要がある。</p> <p>一方、可搬型重大事故等対処設備は、その特性上、重大事故等発生後早期に使用することはできないため、重大事故等に対する初期対応は常設設備によって行うことが基本となる。従つて、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等発生から一定時間経過後に常設設備に加えて使用する場合、もしくは更なる安全性向上のために常設設備のバックアップとして待機する場合に期待することとなる。この特性も勘案して必要となる容量を算出する必要がある。ただし、設備設計等の考慮により常設設備と同等程度の即応性を確保できる場合は、重大事故等発生後早期に使用できるものとして必要となる容量を算出することも可能である。</p> <p style="text-align: right;">(参考掲載) 島根 共-4-3ページ*</p>	<p>2. 可搬型重大事故等対処設備の必要数の考え方について 1基当たりの必要となる容量は、設置許可基準規則解釈第43条5(c)において「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効に必要な機能を果たすことができる容量」と示されている。ここで「想定する重大事故等」とは、同解釈第43条1において「第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想定するもの。）、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループ」と示されていることから、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮して必要となる容量を算出する必要がある。</p> <p>一方、可搬型重大事故等対処設備は、その特性上、重大事故等発生後早期に使用することはできないため、重大事故等に対する初期対応は常設設備によって行うこととなる。したがって、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等発生から一定時間経過後に常設設備に加えて使用する場合、又は更なる安全性向上のために常設設備のバックアップとして待機する場合に期待することとなる。この特性も勘案して必要となる容量を算出する必要がある。ただし、設備設計等の考慮により常設設備と同等程度の即応性を確保できる場合は、重大事故等発生後早期に使用できるものとして必要となる容量を算出することも可能である。</p> <p>また、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）においては、可搬型重大事故等対処設備の設置を必須のものとして要求する条文と、必須ではないが当該設備の機能に期待することができる設備の設置を要求する条文が存在する。この要求の相違も踏まえて必要となる容量を算出する必要がある。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の必要数算出における考慮事項を、図2に示す。</p>  <p>図2 可搬型重大事故等対処設備の必要容量算出における考慮事項</p> <p>これらの点に着目して必要となる容量を算出した結果を以下に示す。</p> <p>灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の3つの視点から可搬型設備の必要数を設定する方針は同じである。       <ul style="list-style-type: none"> <li>①可搬型設備の必要数について、有効性評価にて想定するプラント状態を考慮した必要数</li> <li>②可搬型設備は機能確立には時間を要することを踏まえ、同機能を有する常設設備による機能確立後のパッケージ等の使用方法を考慮した必要数</li> <li>③設置許可基準規則の可搬型設備の要求を考慮した必要数</li> </ul> </li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般論として、可搬型設備の機能確立に時間を要する考え方とは同様であるが、屋内等に保管する可搬型設備については、即応性を有する設備もあることを記載（島根と同様）。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>女川と異なる文書構成（掲載順）とした理由について</p> <p>女川の可搬型代替電源設備は、電源車と可搬型バッテリであり、泊のように組み合わせて使用せず、それぞれ単独で使用する設計としている。</p> <p>泊の可搬型代替電源設備のうち、外部から直流電源を供給するために使用する可搬型直流電源用発電機（<math>2n + \alpha</math>）と可搬型直流変換器（<math>N + \alpha</math>）は、直列に系統構成することで機能確立する設計としている。また、電源車についても交流母線に給電する可搬型代替電源車と可搬型直流電源用発電機の2つを配備している。</p> <p>可搬型代替電源として配備する SA 設備が異なっており、女川のように配備数の種別ごと（<math>2n + \alpha \rightarrow n + \alpha</math>）に記載する文書構成とした場合、組み合わせて使用する可搬型直流電源用発電機と可搬型直流変換器が分断された記載となることから、泊の記載では、可搬型代替電源設備について配備数の種別ごと（<math>2n + \alpha \rightarrow n + \alpha</math>）にまとめて記載し、それ以降も配備する SA 設備の種別ごとに送水設備、代替空気設備の順の記載とする資料構成としている。</p> <p>結果、記載比較として、女川の可搬型バッテリ（<math>n + \alpha</math>）を繰り上げて記載比較することとなったが、それ以降は、泊・女川とも送水設備（<math>2n + \alpha</math>のみ）、代替空気設備（<math>n + \alpha</math>のみ）であり、代替電源設備のみ冒頭にまとめた構成となっている。</p>	<p>(1) 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用する電源車は、原子炉建屋の外側から電力を供給する可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1. (1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(1)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う代替機能を要求するのは、外部電源及び非常用ディーゼル発電機による給電に失敗している状態である。</p> <p>その状態に対しては、早期の電源復旧が必須であることから、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）による給電によって対応する。したがって、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）等への電源供給については、常設代替交流電源設備を期待し、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためにバックアップとして待機する場合であるため、重大事故等対策の有効性評価においては、電源車は期待していない。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求</p> <p>設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替電源設備を要求しているのは表1に示す 14 条文である。</p> <p>表1 代替電源設備を要求している条文</p> <table border="1"> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> <tr> <td>45 条</td> <td>可搬型代替直流電源設備（<u>1台</u>代替電源車、電源車及び<b>1台</b>代替電源機器）</td> </tr> <tr> <td>46 条</td> <td>可搬型代替直流電源設備（<u>同45 条</u>）</td> </tr> <tr> <td>47 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>48 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>49 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>51 条</td> <td>代替電源設備（常設又は可搬型）</td> </tr> <tr> <td>52 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>53 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>54 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>55 条</td> <td>可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（<u>同45 条</u>）</td> </tr> <tr> <td>59 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>60 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>61 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>62 条</td> <td>通信機能設備（代替電源設備（常設または可搬型））</td> </tr> </table>	条文	要求事項	45 条	可搬型代替直流電源設備（ <u>1台</u> 代替電源車、電源車及び <b>1台</b> 代替電源機器）	46 条	可搬型代替直流電源設備（ <u>同45 条</u> ）	47 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	48 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	49 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	51 条	代替電源設備（常設又は可搬型）	52 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	53 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	54 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	55 条	可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（ <u>同45 条</u> ）	59 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	60 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	61 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	62 条	通信機能設備（代替電源設備（常設または可搬型））	<p>(1) 可搬型代替電源設備</p> <p>可搬型代替電源設備として配備する可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器の必要数について、各々の要求を踏まえた必要台数を整理する。</p> <p>a. 可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）については、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外側から電力を供給する可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1. (1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表5(1)に示す。</p> <p>(a) 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う交流電源及び直流電源の代替機能を要求するのは、外部電源及び<b>ディーゼル発電機</b>による給電に失敗している状態である。</p> <p>その状態に対しては、早期の電源復旧が必須であることから、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）による給電及び所内常設蓄電式直流電源設備によって対応する。したがって、代替炉心注水（常設重大事故等対処設備）等への電源供給については、常設代替交流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に期待し、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためにバックアップとして待機する場合であるため、重大事故等対策の有効性評価においては、可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）には期待していない。</p> <p>(b) 設置許可基準規則における要求</p> <p>設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替電源設備を要求しているのは表1に示す 15 条文である。</p> <p>表1 代替電源設備を想定している条文</p> <table border="1"> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> <tr> <td>43 条</td> <td>可搬型直流電源設備（<u>新規算定の実現がむずかしい可搬型代替電源車</u>）</td> </tr> <tr> <td>46 条</td> <td>可搬型直流電源設備（<u>新規算定の実現がむずかしい可搬型代替電源車</u>、加圧器逃がし弁操作用バッテリ）</td> </tr> <tr> <td>47 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>48 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>49 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>51 条</td> <td>代替電源設備（常設又は可搬型）</td> </tr> <tr> <td>52 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>53 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>54 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>55 条</td> <td>可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（<u>同45 条</u>）</td> </tr> <tr> <td>59 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>60 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>61 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>62 条</td> <td>通信機能設備（代替電源設備（常設または可搬型））</td> </tr> </table>	条文	要求事項	43 条	可搬型直流電源設備（ <u>新規算定の実現がむずかしい可搬型代替電源車</u> ）	46 条	可搬型直流電源設備（ <u>新規算定の実現がむずかしい可搬型代替電源車</u> 、加圧器逃がし弁操作用バッテリ）	47 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	48 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	49 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	51 条	代替電源設備（常設又は可搬型）	52 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	53 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	54 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	55 条	可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（ <u>同45 条</u> ）	59 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	60 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	61 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	62 条	通信機能設備（代替電源設備（常設または可搬型））	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川の掲載順は、<math>2n + \alpha</math> の「電源車」「送水ポンプ車」「熱交換ユニット」を記載した後、<math>n + \alpha</math> の「窒素ボンベ」「可搬型バッテリ」を記載している。</li> <li>泊の掲載順は、可搬型電源設備（<math>2n + \alpha</math> の「電源車」、<math>n + \alpha</math> の「可搬型バッテリ」）、可搬型送水車、窒素ボンベを記載している。（相違理由の詳細は大飯欄に記載）</li> </ul> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要数の評価については、「有効性評価における要求」「設置許可基準規則における要求」のそれぞれで、必要数を算定し、両要求を満足する配備数を設定する方法は同じである。</li> </ul> <p>可搬型設備への期待に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価において、早期の電源復旧のため常設代替電源設備に期待し、可搬型設備は更なる安全性向上のためのバックアップとして位置づけ、有効性評価においては可搬型設備には期待していない。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>対象条文の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要求条文は 56 条の PWR のみの要求「代替再循環設備等による多重性又は多様性を確保」についての差異により、泊が 1 条文多い。</li> <li>令和 4 年 9 月 26 日改正にて「多重性又は多様性」の記載は削除されたものの、格納容器を水源として代替再循環する SA 手段の整備を要求することに変わりはないが、泊は、56 条を含めて 15 条文を対象としている。</li> </ul>
条文	要求事項																																																														
45 条	可搬型代替直流電源設備（ <u>1台</u> 代替電源車、電源車及び <b>1台</b> 代替電源機器）																																																														
46 条	可搬型代替直流電源設備（ <u>同45 条</u> ）																																																														
47 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
48 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
49 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
51 条	代替電源設備（常設又は可搬型）																																																														
52 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
53 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
54 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
55 条	可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（ <u>同45 条</u> ）																																																														
59 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
60 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
61 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
62 条	通信機能設備（代替電源設備（常設または可搬型））																																																														
条文	要求事項																																																														
43 条	可搬型直流電源設備（ <u>新規算定の実現がむずかしい可搬型代替電源車</u> ）																																																														
46 条	可搬型直流電源設備（ <u>新規算定の実現がむずかしい可搬型代替電源車</u> 、加圧器逃がし弁操作用バッテリ）																																																														
47 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
48 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
49 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
51 条	代替電源設備（常設又は可搬型）																																																														
52 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
53 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
54 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
55 条	可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（ <u>同45 条</u> ）																																																														
59 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
60 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
61 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
62 条	通信機能設備（代替電源設備（常設または可搬型））																																																														

## 共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>このうち、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備を必須のものとして要求している条文は45条、46条、57条である。なお、45条における要求は、人力による高圧代替注水系等の起動及び十分な期間の運転継続が容易に行えることから女川2号炉については除外されるが、ここでは容量算定の観点から、当該要求も加味する。</p> <p>45条及び57条の可搬型代替直流電源設備に期待する場合は、高圧代替注水系により原子炉注水を継続しつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。</p> <p>一方、46条の可搬型代替直流電源設備に期待する場合は、減圧操作を行う場合であり、同時に57条の可搬型代替交流電源設備等に期待して低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉注水を行いつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。</p> <p>これらは同時に発生することはなく、いずれも1基当たり2台以下の電源車にて実施可能である。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される電源車の容量は<u>1基当たり2台</u>となる。</p>	<p>このうち、可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）を必須のものとして要求している条文は45条、46条、57条である。なお、45条における要求は、人力によるタービン動補助給水ポンプの起動及び十分な期間の運転継続が容易に行えることから除外されるが、可搬型代替電源車の容量算定の観点から、当該要求も加味する。</p> <p>45条及び57条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ）を使用した蒸気発生器2次側からの除熱を継続しつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。</p> <p>46条及び57条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、減圧操作を行う場合であり、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ）を使用した蒸気発生器2次側からの除熱又は加圧器逃がし弁により原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧しつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。</p> <p>45条及び46条に共通の対応である蒸気発生器2次側からの除熱と1次冷却設備を直接減圧する加圧器逃がし弁による減圧を同時に使用する場合であっても、1基当たり1台以下の可搬型代替電源車にて実施可能である。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される可搬型代替電源車の容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>一方、57条の可搬型代替電源車で構成する可搬型代替電源設備による交流給電に期待する場合は、可搬型代替電源車による給電負荷として「プラント監視設備及び中央制御室空調装置等最低限必要負荷」に対し、45条及び46条の要求に対する直流給電負荷も含め、<u>1基当たり1台</u>の可搬型代替電源車にて実施可能である。57条の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器で構成する可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池（蓄電池（非常用）及び後備蓄電池）の供給電圧が低下した後（24時間以降）、重大事故等の対応に必要な直流負荷に対し、<u>1基当たり1台</u>の可搬型直流電源用発電機にて実施可能である。</p>	<p>条文要求への対応方針に相違なし 負荷算定も考え方方に相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>明示的に可搬型電源の整備を求める条文は同一であり、45条において、人力により容易に「起動及び十分な期間の運転継続」が行える場合、要求を除外することも同一である。</li> <li>泊は、SBO状態から可搬型代替電源車による母線給電が可能となれば、交流母線から直流負荷への給電は可能となることから、可搬型代替電源車の容量算定については、45条及び46条要求に対応する代替直流給電として、女川と同様に当該要求による負荷を加味して容量を定める。</li> </ul> <p>なお、45条及び46条要求への対応と同時に期待する交流給電の対象は、泊ではSA対応の相違から含まれない。 また、57条要求に対応した可搬型代替電源車に期待する交流電源供給、可搬型直流電源用発電機に期待する直流電源供給について、本頁最終段落にて、それぞれの容量を定めている。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3 条文ごとの給電対象</p>	<p>図3 条文ごとの給電対象</p>	<p>前項のとおり、各条要求に対する代替給電への期待が異なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川では代替電源に期待する45条対応及び46条対応の同時発生はなく、各条の要求には1基当たり2台の必要数を算定している。</li> <li>泊は、2種類の可搬型電源を配備し、女川と同様の給電方法として使用する可搬型代替電源車（代替交流電源及び交流母線給電による代替潮流電源給電）について容量算定の観点で、45条及び46条要求の給電負荷を含めて策定した必要台数を設定し、同時に使用を想定する交流母線への給電負荷と併せた配備数を設定する。</li> </ul> <p>可搬型直流電源用発電機は、直流給電専用の発電機として配備し、SBO発生後の蓄電池による給電が枯渇した後、必要な負荷に対し直流給電を継続するための配備数として設定する。</p>

以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用される電源車に必要となる容量は1基当たり2台となる。

また、本設備は「 $2n + \alpha$ 」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、1基当たりの必要容量は、2台×2セット=4台となる。

以上の「有効性評価における必要数」及び「設置許可基準規則における最大必要数」から、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機として必要となる容量はそれぞれ1基当たり1台となる。

また、本設備は「 $2n + \alpha$ 」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は、それぞれ1基当たり1台×2セット=2台が必要数となる。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>(5) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1. (2)に示す「n + α」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(2)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求 重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、高圧注水機能が健全であれば早期の対応は不要であるが、高圧注水機能が機能喪失している状態が重疊した場合においては早期に機能回復させ、減圧・低圧注水を行う必要がある。しかしながら、早期機能回復は困難であることから、減圧機能の多重性・頑健性確保による機能喪失回避が必須である。したがって、減圧機能の維持において、本設備に期待する。 このとき、<u>1基当たり1個</u>が必要となる。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求 一方、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を要求しているのは表5に示す46条のみである。</p> <p>表5 高圧空素ガスボンベを要求している条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46条</td> <td>減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備</td> </tr> </tbody> </table>	条文	要求事項	46条	減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備	<p>b. 加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器 可搬型代替電源設備（加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器）については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1. (2)に示す「n + α」の対象施設と考える。本設備の台数を表5(2)に示す。</p> <p>(a) 有効性評価における要求 重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う直流電源の代替機能を要求するのは、外部電源及びディーゼル発電機による給電に失敗している状態である。 その状態に対しては、早期の電源復旧が必須であることから、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機による給電及び所内常設蓄電式直流電源設備による給電によって対応する。したがって、加圧器逃がし弁アクセサリーへの電源供給及び安全系直流母線への電源供給については、常設代替交流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に期待し、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためにバックアップとして待機する場合であるため、重大事故等対策の有効性評価においては、加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器には期待していない。</p> <p>(b) 設置許可基準規則における要求 設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替電源設備を要求しているのは表1に示す15条文である。</p>	<p>【女川】 対象設備の相違 ・女川は負荷に直接接続する設備としてSR弁用可搬型蓄電池を対象としているが、泊では、SR弁用可搬型蓄電池に相当する（46条要求への対応）加圧器逃がし弁操作用バッテリに加え、外部からの代替直流電源供給に使用する可搬型直流変換器を対象としている。</p> <p>【女川】 可搬型設備への期待に相違 ・対象設備の相違により、想定するプラント状態についても、女川はSR弁の作動機能喪失としているのに対し、泊ではSBOを想定している。 ・泊はプラント全体としてのSA代替電源（常設）による対応方針及びSA代替電源（常設）による復電対応した状態における可搬型SA電源（加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器）の有効性評価における期待を記載している。 ・本相違により、女川では有効性評価において期待する設備、泊では有効性評価において期待しない設備とした相違となる。</p> <p>【女川】 対象条文の相違 ・対象設備の相違により、泊では可搬型直流変換器（外部直流電源の給電時に使用）が含まれ、対象とする設置許可基準規則は、4ページに示す電源要求と同じとなる。</p>
条文	要求事項						
46条	減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備						

P22より比較のため線上げ掲載

## 共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>46条の主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池に期待する場合は、減圧用の主蒸気逃がし安全弁操作用の直流電源が喪失している状態である。上述のとおり、初期対応として期待する設備ではないことから、条文上要求されているものではあるが、更なる安全性向上のためのパックアップという位置づけとなる。このための必要容量は<u>1基当たり1個</u>である。</p> <p>以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は<u>1基あたり1個</u>となる。</p> <p>本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、<u>1基当たりの必要容量は1個</u>となる。</p> <p style="text-align: center;">P22より比較のため線上げ掲載</p>	<p>1. (1)a. (b)に同じく、45条及び46条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、これらは重大事故等が発生した後、事象初期にて実施する重大事故等対策であり、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外部からの給電の確立には時間を要することから、建屋内に専用の可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁操作用バッテリ）を設け、加圧器逃がし弁2台の作動時間を考慮した必要な直流負荷に対し、<u>1基当たり1個</u>にて実施可能である。</p> <p>一方、57条の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器で構成する可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、全交流動力電源喪失時に所内常設蓄電式直流電源設備の供給電圧が低下した後（24時間以降）、重大事故等の対応に必要な直流負荷に対し、<u>1基当たり1台</u>の可搬型直流変換器にて実施可能である。</p> <p>図4 条文ごとの給電対象</p> <p>以上の「有効性評価における必要数」及び「設置許可基準規則における必要数」から、必要となる容量は加圧器逃がし弁操作用バッテリは<u>1基当たり1個</u>、可搬型直流変換器は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、加圧器逃がし弁操作用バッテリは<u>1基当たり1個</u>、可搬型直流変換器は<u>1基当たり1台</u>となる。</p>	<p>【女川】</p> <p>以下のとおり、対象設備の相違により代替直流電源の対象条文が異なっている（女川は図3における46条要求への対応設備を記載）が、負荷設定に対し必要な配備数とする方針は同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可基準45条及び46条の発電用原子炉の冷却及び減圧に対応するプラット状態においては、外部からの直流給電に対し即応性を有する加圧器逃がし弁操作用バッテリを46条要求の対応SA設備として配備する。</li> <li>・発電用原子炉を冷却及び減圧している状態においては、常設蓄電池からの給電が継続している段階かつ常設代替電源設備を用いた交流母線への給電による直流給電に期待している段階であり、可搬型直流変換器を使用する外部からの代替直流電源の給電は45条及び46条の要求対応設備として位置づけない。</li> <li>・可搬型直流変換器（外部からの代替直流給電）は、57条要求に対応するSA設備であり、常設蓄電池の枯渇後にプラント監視等に必要となる直流負荷への給電に使用する設備として位置づける。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>大容量注水ポンプ（タイプI）は、原子炉建物の外側から水を供給する可搬型重大事故等対応設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1.(1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(1)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、原子炉格納容器内の冷却機能、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設計基準対象施設が機能喪失している状態、水源を補給する必要のある状態、又は原子炉補機代替冷却水系によって除熱を行う状態である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、「注水設備及び水の供給設備としての要求」と「除熱設備としての要求」を併せ持つ。以下に、各々の要求を踏まえた必要台数を整理する。</p> <p>(a) 注水設備及び水の供給設備としての要求</p> <p>本設備は、以下i～iiiに示す「原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、燃料プール代替注水系（可搬型）及び復水貯蔵タンクへの補給」の各系統への注水設備及び水の供給設備として用いる。</p> <p>i. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</p> <p>本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードのうち、「高圧・低圧注水機能喪失」、「崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」、「LOCA時注水機能喪失」、「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」及び「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」に係る有効性評価解析において有効性が確認されている、原子炉格納容器内へのスプレイ流量として<u>88m³/h以上</u>が必要である。</p> <p>ii. 燃料プール代替注水系（可搬型）</p> <p>本設備の容量は、使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故シーケンスのうち、「想定事故1」及び「想定事故2」に係る有効性評価解析において有効性が確認されている、<u>114m³/h以上</u>が必要である。</p> <p>また、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、設置許可基準規則54条で要求される燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）としての使用を考慮し、燃料プール代替注水系（常設配管）として<u>114m³/h以上</u>、燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ</p>	<p>(2) 可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車については、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外側から水を供給する可搬型重大事故等対応設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1.(1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表5(1)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、使用済燃料ピットの冷却機能又は炉心への注水機能を有する設計基準対象施設が機能喪失している状態、水源を補給する必要のある状態、又は原子炉補機冷却機能が喪失している状態である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、「注水設備及び水の供給設備としての要求」及び「除熱設備としての要求」を併せ持つ。以下に、各々の要求を踏まえた必要台数を整理する。</p> <p>(a) 注水設備及び水の供給設備としての要求</p> <p>本設備は、以下のイ.～ニ.に示す「使用済燃料ピットへの注水又はスプレイ、燃料取替用水ピットへの補給及び補助給水ピットへの補給、代替炉心注水」について、注水設備及び水の供給設備として用いる。</p> <p>イ. 使用済燃料ピットへの注水</p> <p>本設備の容量は、使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故シーケンスのうち、「想定事故1」及び「想定事故2」に係る有効性評価解析において有効性が確認されている、<u>注水流量として47m³/h以上</u>が必要である。</p>	<p>【女川】</p> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要数の評価については「有効性評価における要求」「設置許可基準規則における要求」のそれぞれで、必要数を算定し、両要求を満足する配備数を設定する方法は同じである。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価にて担う機能のうち、格納容器冷却について、女川では可搬設備によるSA手段を設定しているのに対し、泊では水源補給による常設SA設備による格納容器冷却の継続をSA手段としており相違はある。</li> <li>ただし、本設備が担う機能ごとに要求流量を設定して必要容量を賄う配備数を決定する方法は同じである。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では可搬型大型送水ポンプ車による格納容器スプレーの手段は設定していないため、比較対象とするSA手段はなし。</li> <li>代替格納容器スプレーにて水源が枯渇する前に水源補給を行い、常設ポンプによる格納容器スプレーを継続する。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川の「また、～」以降の記載は、有効性評価にて期待しないSA手段であり、泊では有効性評価において使用しない手段として、11ページに記載している。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>系(可搬型)として <u>126m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p> <p>燃料プール代替注水系(常設配管)、燃料プール代替注水系(可搬型)、燃料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)は、同時使用することはないため、燃料プール代替注水系(常設配管)、燃料プール代替注水系(可搬型)、燃料プールスプレイ系(常設配管)又は燃料プールスプレイ系(可搬型)の流量として <u>126m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p> <p>iii. 復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において有効性が確認されている、復水貯蔵タンクへの補給量として <u>150m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p>	<p>ロ. 燃料取替用水ピットへの補給（代替格納容器スプレイ使用時）</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている炉心注水として使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給には期待していない。</p> <p>格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードにおいて有効性が確認されている格納容器スプレイとして使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給量として <u>140m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給により格納容器破損防止対策の格納容器スプレイを継続する過圧破損及び過温破損シーケンスにおいては、B一充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水は解析上考慮しておらず、炉心注水と格納容器スプレイを同時に使用することはなく、格納容器スプレイを使用時の補給量として <u>140m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p> <p>ハ. 補助給水ピットへの補給（蒸気発生器2次側からの除熱使用時）</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている蒸気発生器2次側からの除熱として使用する場合には <u>80m<sup>3</sup>/h</u> 以上が補助給水ピットへの補給量として必要であり、補助給水ピットを水源とする炉心注水には期待していない。</p> <p>格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイには期待していない。</p> <p>補助給水ピットへの補給により蒸気発生器2次側からの除熱を継続する全交流動力電源喪失（RCP シール LOCA 有）シーケンスにおいては、<u>1次冷却設備</u>からの漏えいが発生した状態では、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水と蒸気発生器2次側からの除熱を同時に使用するが、代替炉心注水は燃料取替用水ピットを水源とし補給することなく高圧再循環へ切り替えることから、補助給水ピットへの補給量は蒸気発生器2次側からの除熱を継</p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源補給の SA 手段として、女川では1つの補給先に対し、泊は2つの補給先があるため2つの SA 手段を設定している。</li> <li>・各 SA 手段にて、補給時において水源を使用する SA 手段の要求流量を踏まえて、補給水量を設定している方針は同じである。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、以下iv～viに示す「低圧代替注水系(可搬型)、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給」の各系統への注水設備及び水の供給設備として必要な流量を考慮する。</p> <p>ニ、使用済燃料ピットへのスプレイ 重大事故等対策の有効性評価において、設置許可基準規則54条で要求される使用済燃料ピットへのスプレイとしての使用時に本設備に期待するのは、「想定事故1」とび「想定事故2」を上回る使用済燃料ピット水位の低下が生じるおそれのある場合である。本設備の容量は、使用済燃料ピットへのスプレイとして<u>120m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>ホ、燃料取替用水ピットへの補給（代替炉心注水使用時） 重大事故等対策の有効性評価において、燃料取替用水ピットを水源とする代替炉心注水として使用時に本設備による補給に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている代替炉心注水として使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給量として<u>30m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>ヘ、補助給水ピットへの補給（代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ使用時） 重大事故等対策の有効性評価において、補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして本設備に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、ホ項と同じく代替炉心注水として使用する場合には<u>30m<sup>3</sup>/h以上</u>、格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器スプレイとして使用する場合には、補助給水ピットへの補給量として<u>140m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。 補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして使用する場合には、1台の代替格納容器スプレイポンプの注水先を切り替えて使用することから代替炉心注水と代替格納容器スプレイとして同時に使用することはなく、<u>補給量として140m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要となる。</p>	<p>続するための補給量として<u>80m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>また、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、以下のニ、～トに示す水の注水設備及び水の供給設備として必要な流量を考慮する。</p> <p>ニ、使用済燃料ピットへのスプレイ 重大事故等対策の有効性評価において、設置許可基準規則54条で要求される使用済燃料ピットへのスプレイとしての使用時に本設備に期待するのは、「想定事故1」とび「想定事故2」を上回る使用済燃料ピット水位の低下が生じるおそれのある場合である。本設備の容量は、使用済燃料ピットへのスプレイとして<u>120m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>ホ、燃料取替用水ピットへの補給（代替炉心注水使用時） 重大事故等対策の有効性評価において、燃料取替用水ピットを水源とする代替炉心注水として使用時に本設備による補給に期待るのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている代替炉心注水として使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給量として<u>30m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>ヘ、補助給水ピットへの補給（代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ使用時） 重大事故等対策の有効性評価において、補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして本設備に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、ホ項と同じく代替炉心注水として使用する場合には<u>30m<sup>3</sup>/h以上</u>、格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器スプレイとして使用する場合には、補助給水ピットへの補給量として<u>140m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。 補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして使用する場合には、1台の代替格納容器スプレイポンプの注水先を切り替えて使用することから代替炉心注水と代替格納容器スプレイとして同時に使用することはなく、<u>補給量として140m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要となる。</p>	<p>方針に相違なし ・有効性評価で使用しないSA手段における要求水量も踏まえ、可搬型ボンブの配備数を設定する方針は同じである。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・女川の使用済燃料ピットへのスプレイは、9ページに記載しており、スプレイ要求流量を示している。</p> <p>方針に相違なし ・女川の水源補給は、復水貯蔵ピットへの補給量の最大値を9ページに記載している。 ・泊は、有効性評価で期待する水源補給を10ページに記載し、本ページには有効性評価で期待しない水源補給を記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>iv. 低圧代替注水系(可搬型)</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードのうち、「全交流動力電源喪失」、「崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)」及び「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」に係る有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量として最大130m<sup>3</sup>/h以上が必要である。</p> <p>また、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち、「高圧・低圧注水機能喪失」及び「LOCA時注水機能喪失」に係る有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量として最大199m<sup>3</sup>/h以上が必要である。</p> <p>上記より、低圧代替注水系(可搬型)として必要な最大流量は<u>199m<sup>3</sup>/h以上</u>である。</p> <p>v. 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。</p> <p>(i) 溶融炉心冷却時の原子炉格納容器下部への注水</p> <p>本設備の容量は、運転中の原子炉における格納容器破損モードのうち、「溶融炉心・コンクリート相互作用」において、溶融炉心冷却時には、崩壊熱による蒸発量相当の注水流量として50m<sup>3</sup>/h以上が必要である。</p> <p>上記より、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)として必要な流量は<u>50m<sup>3</sup>/h以上</u>である。</p> <p>vi. 原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給</p> <p>設計において考慮した原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水の蒸発量を考慮し<u>10m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p>	<p>ト. 代替炉心注水</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードのうち「全交流動力電源喪失」において有効性が確認されている炉心への注水流量として<u>30m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型ポンプによる炉心への代替注水の要求流量を設定する方針は同じである。</li> <li>・泊の代替注水時は、原子炉圧力パシタリが減圧された後の崩壊熱除去として必要流量を設定しており、目的に応じ、炉心除熱又は格納容器除熱に必要な容量を設定する方針は同じである。</li> </ul>
		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では可搬型大型送水ポンプ車による格納容器下部注水の手段は設定していないため、比較対象とするSA手段はなし。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊に格納容器フィルタベントは設置していないため、比較対象とするSA手段はなし。</li> </ul>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>上記 i ~ vi は、全ての系統を同時に使用することはないものの、保守的に全ての系統を同時使用した場合を考慮し、これらを足し合わせた流量(<u>623m<sup>3</sup>/h以上</u>)を1台で確保可能な設計とする。</p> <p>したがって、大容量送水ポンプ(タイプI)の必要となる容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>(b) 除熱設備としての要求            原子炉補機代替冷却水系に使用する大容量送水ポンプ(タイプI)に必要な容量は、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系の運転を行う場合の除熱効果が確認されている伝熱容量 16MW、又は原子炉補機代替冷却水系を用いた代替循環冷却系の運転を行う場合の除熱効果が確認されている伝熱容量 14.7MW とともに、重大事故等時における燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に必要な伝熱容量 2.29MW を除熱可能な容量として 20MW を、原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニットの熱交換器を介して除熱するために<u>必要な流量 892m<sup>3</sup>/h</u>に、海水ストレーナに必要な流量約 300m<sup>3</sup>/h を考慮した 1, 200m<sup>3</sup>/h 以上であり、これを 1 台で確保可能な設計とする。            したがって、大容量送水ポンプ(タイプI)の必要となる容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p>	<p>上記有効性評価で期待していないニ. ~ト. は、有効性評価で期待するイ. ~ハ. <b>とすべて</b>を同時に使用することはなく、次のとおりの組合せにて必要量を設定する。</p> <p>ホ. 燃料取替用水ピットへの補給及びヘ. 据付給水ピットへの補給は、蒸気発生器2次側からの除熱、炉心注水、格納容器スプレイのいずれかの使用用途に応じた貯水量の減少に合わせた補給を行うことから、有効性評価にて期待するのは、ロ. 燃料取替用水ピットへの補給を行う場合の 140m<sup>3</sup>/h <b>以上</b>又はハ. 据付給水ピットへの補給を行う場合の 80m<sup>3</sup>/h <b>以上</b>であり、水源の補給として最大量の 140m<sup>3</sup>/h <b>以上</b>が必要である。            ド. 代替炉心注水は、可搬型大型送水ポンプ車により直接炉心に代替炉心注水する必要量を設定しており、有効性評価においては代替格納容器スプレイと同時に使用することはないため、ド. 代替炉心注水の必要量 30m<sup>3</sup>/h 以上は水源の補給として最大量の 140m<sup>3</sup>/h 以上と組み合わせる使用はない。            イ. 使用済燃料ピットへの注水は、有効性評価にて考慮している使用済燃料ピットへの注水の必要量 47m<sup>3</sup>/h 以上とし、燃料取替用水ピットへの補給 140m<sup>3</sup>/h 以上との同時使用を考慮して必要量を設定する。使用済燃料ピットへの注水及び燃料取替用水ピットへの補給を足し合わせた流量 (<u>187m<sup>3</sup>/h以上</u>) を必要量とし、可搬型大型送水ポンプ車 1 台で確保可能な設計とする。</p> <p>したがって、可搬型大型送水ポンプ車の必要となる容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>(b) 除熱設備としての要求            原子炉補機冷却水系の機能喪失時に代替補機冷却として使用する可搬型大型送水ポンプ車に必要な容量は、代替補機冷却を用いた A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環を行う場合の<u>必要量 22.5m<sup>3</sup>/h 以上</u>、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる格納容器内の水素濃度監視を行う場合の<u>必要量 1m<sup>3</sup>/h 以上</u>と同時に、代替補機冷却を用いた格納容器内自然対流冷却を行う場合の<u>必要量 164m<sup>3</sup>/h 以上</u>を足し合わせた 187.5m<sup>3</sup>/h 以上が必要であり、これを 1 台で確保可能な設計とする。</p> <p>したがって、可搬型大型送水ポンプ車の必要となる容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p>	<p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は、SA 手段として設定した流量の合計値を要求流量として設定しているが、泊は、同時に使用する可能性のある SA 手段の合計値のうち最大の量を要求流量として設定している。</li> <li>泊の補給及び注水としての可搬型大型送水ポンプ車の使用方法の組合せは、水源補給の組合せ、炉心注水時の組合せ、使用済燃料ピットへの注水との組合せから最大の要求流量の組合せを設定している。</li> </ul>
			方針相違なし

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【注水設備及び水の供給設備】 大容量送水ポンプ（タイプ1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</li> <li>・燃料プール代替注水系（可搬型）</li> <li>・復水貯蔵タンクへの補給 (燃料プール代替注水系（常設配管）)</li> <li>・燃料プールスプレイ系（常設配管）</li> <li>・（既往代替注水系（可搬型））</li> <li>・（原子炉格納容器下部注水系（可搬型））</li> <li>・（原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給）</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【除熱設備】 大容量送水ポンプ（タイプ1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機代持冷却系</li> </ul> </div> </div> <p>注：（ ）に記載の系統は重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、注水設備及び水の供給設備として必要な流量を考慮している。</p> <p>図4 有効性評価における大容量送水ポンプ（タイプ1）への要求</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【注水設備及び水の供給設備】 可搬型大型送水ポンプ車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットへの注水 (使用済燃料ピットへのスプレー)</li> <li>・燃料取替用水ピットへの補給</li> <li>・補助給水ピットへの補給 (代替補給)</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【除熱設備】 可搬型大型送水ポンプ車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替機冷却</li> <li>・A～C各注入ポンプ（海水冷却）代替再循環</li> <li>・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット</li> <li>・格納容器内自然対流冷却</li> </ul> </div> </div> <p>注：（ ）に記載の重大事故等対策は、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、注水設備及び水の供給設備として必要な容量を考慮する。</p> <p>図4 有効性評価における可搬型大型送水ポンプ車への要求</p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効性評価に期待するSA手段及び期待しないSA手段の組合せにおいて「注水及び水の供給」で1台、「除熱」で1台にて賄う設備容量として設計する方針は同じである。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川はすべてのSA手段での使用量を合計した数量を賄うポンプ容量を設定している。</li> <li>・泊のSA手段においては、使用済燃料ピットの水位が異常に低下した際の対応手段である使用済燃料ピットへのスプレーについて、他SA手段との組合せとして、プラント事象進展に応じた可搬型送水ポンプ車による外部送水系統（2系統）の負荷時間帯を考慮して、「注水及び水の補給」又は「除熱」のいずれかと同時使用可能である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
b. 設置許可基準規則における要求 (a) 注水設備及び水の供給設備としての要求 設置許可基準規則第三章(重大事故等対処施設)において、代替注水等設備を要求しているのは表2に示す5条文である。	<p>表2 代替注水等設備を要求している条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47条</td> <td>可搬型低圧代替注水設備</td> </tr> <tr> <td>49条</td> <td>可搬型スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）</td> </tr> <tr> <td>51条</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>54条</td> <td>使用済燃料プールへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>56条</td> <td>水源からの供給設備（常設又は可搬型）</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型代替注水等設備を必須のものとして要求している条文は47条、54条である。 これらの条文に要求される機能は、低圧代替注水系(可搬型)、燃料プール代替注水系(常設配管)、燃料プール代替注水系(可搬型)、燃料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)であり、前述のとおり1台で必要容量を満足する設計としている。</p> <p>図5 条文ごとの注水又は補給対象</p> <pre> graph LR     47[47条] --&gt; A1[・低圧代替注水系（可搬型）]     54[54条] --&gt; A2[・燃料プール代替注水系（常設配管） ・燃料プール代替注水系（可搬型） ・燃料プールスプレイ系（常設配管） ・燃料プールスプレイ系（可搬型）]   </pre>	条文	要求事項	47条	可搬型低圧代替注水設備	49条	可搬型スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）	51条	原子炉格納容器下部注水設備（常設または可搬型）	54条	使用済燃料プールへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備	56条	水源からの供給設備（常設又は可搬型）	<p>表2 代替注水等設備を要求している条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47条</td> <td>可搬型低圧代替注水設備</td> </tr> <tr> <td>49条</td> <td>格納容器スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）</td> </tr> <tr> <td>51条</td> <td>格納容器下部注水設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>54条</td> <td>使用済燃料ピットへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>56条</td> <td>水源からの供給設備（常設または可搬型）</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型代替注水設備を必須のものとして要求している条文は47条、54条である。 これらの条文に要求される機能は、可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水 <math>30m^3/h</math>以上、使用済燃料ピットへの注水 <math>47m^3/h</math>又はスプレー <math>120m^3/h</math>であり、前述のとおり1台で必要容量を満足する設計としている。</p> <p>図5 条文ごとの注水又は補給対象</p> <pre> graph LR     47[47条] --&gt; B1[・可搬型大型送水ポンプ車による 代替炉心注水]     54[54条] --&gt; B2[・使用済燃料ピットへの注水 ・使用済燃料ピットへのスプレー]   </pre>	条文	要求事項	47条	可搬型低圧代替注水設備	49条	格納容器スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）	51条	格納容器下部注水設備（常設または可搬型）	54条	使用済燃料ピットへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備	56条	水源からの供給設備（常設または可搬型）	<p>対象条文に相違なし ・「注水及び水の供給」を要求する設置許可基準規則の対象条文は同じである。</p> <p>方針に相違なし ・「注水及び水の供給」としてのSA手段の要求流量の最大値を1台で賄う設計は同じである。</p>
条文	要求事項																										
47条	可搬型低圧代替注水設備																										
49条	可搬型スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）																										
51条	原子炉格納容器下部注水設備（常設または可搬型）																										
54条	使用済燃料プールへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備																										
56条	水源からの供給設備（常設又は可搬型）																										
条文	要求事項																										
47条	可搬型低圧代替注水設備																										
49条	格納容器スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）																										
51条	格納容器下部注水設備（常設または可搬型）																										
54条	使用済燃料ピットへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備																										
56条	水源からの供給設備（常設または可搬型）																										

共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>一方、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す2条文である。</p> <table border="1"> <caption>表3 代替除熱設備を要求している条文</caption> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48条</td> <td>炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）</td> </tr> <tr> <td>50条</td> <td>炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器圧力逃がし装置など）</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとして要求している条文は48条である。</p> <p>48条の可搬型代替除熱設備に期待する場合は、海水を用いた除熱機能が喪失している状態である。このための必要数は1組（移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台）である。</p> <p>なお、上述のとおり、一定時間経過後に期待するものであるが、仮に故障した場合には常設代替除熱設備である格納容器フィルタベント（格納容器圧力逃がし装置）を用いて最終ヒートシンクへの熱輸送を達成することも可能である。</p> <p style="text-align: right;">(参考掲載) 島根 共-4-11 ページ 48条の赤字は、オリジナルの文字色であり、本比較表にて識別したものではない。</p>	条文	要求事項	48条	炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）	50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器圧力逃がし装置など）	<p>(b) 除熱設備としての要求 設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す3条文である。</p> <table border="1"> <caption>表3 代替除熱設備を要求している条文</caption> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48条</td> <td>炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）</td> </tr> <tr> <td>50条</td> <td>炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置）</td> </tr> <tr> <td>54条</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却設備（常設又は可搬型）</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとして要求している条文は48条である。</p> <p>48条の可搬型代替除熱設備に期待する場合は、海水を用いた除熱機能が喪失している状態である。このための必要容量は1基当たり1台である。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される本設備の必要容量は、本設備の「注水設備及び水の供給設備」及び「除熱設備」の同時使用を考慮し、<u>1基当たり2台</u>となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は<u>1基当たり2台</u>となる。</p> <p>本設備は「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、<u>1基当たりの必要容量は2台×2セット=4台</u>となる。</p>	条文	要求事項	48条	炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）	50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置）	54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却設備（常設又は可搬型）	<p>(b) 除熱設備としての要求 設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す3条文である。</p> <table border="1"> <caption>表3 代替除熱設備を要求している条文</caption> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48条</td> <td>タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による蒸気発生器2次側からの除熱</td> </tr> <tr> <td>50条</td> <td>炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器再循環ユニット）</td> </tr> <tr> <td>56条</td> <td>原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとしている条文はないが、48条の設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備として、48条の代替除熱設備として可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替機冷却を整備する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により50条の要求である格納容器再循環ユニットを使用した代替除熱設備として格納容器内自然対流冷却を整備し、56条の要求である代替再循環として代替補機冷却に期待するA-高圧注入ポンプ（海水冷却）代替再循環を整備しており、格納容器内自然対流冷却及び代替再循環を同時に使用する場合の代替補機冷却の必要容量は前述のとおり1台で必要量を満足する設計としている。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される本設備の必要量は、本設備の「注水設備及び水の供給設備」及び「除熱設備」の同時使用を考慮し、<u>1基当たり2台</u>となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要量」及び「設置許可基準規則における必要量」から、必要となる容量は<u>1基当たり2台</u>となる。</p> <p>本設備は「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設であり、2セットを配備する必要があるため、<u>1基当たりの必要量は2台×2セット=4台</u>となる。</p>	条文	要求事項	48条	タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による蒸気発生器2次側からの除熱	50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器再循環ユニット）	56条	原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備	<p>【女川】</p> <p>対象条文に相違あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は、54条の要求に対し代替除熱設備を設けているため、「除熱設備」の要求条文と整理している。</li> <li>泊は、水位低下に応じた注水とスプレイによる冷却設備を設け、これらは許可基準の「注水及び補給」の要求条文として整理している。（島根と同様）</li> <li>また、PWRのみの56条の代替再循環は、除熱機能を有する手段のため、対象条文としている。</li> </ul> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は、設置許可基準規則48条において明示的な要求「代替除熱設備」に対応するSA手段を設定している。</li> <li>泊は、明示的な基準要求「蒸気発生器2次側からの除熱」を整備するとともに、外部送水系による「代替補機冷却」のSA手段を設定しており、これを用いてA-高圧注入ポンプによる代替再循環及び格納容器内自然対流冷却のSA手段を設定している。</li> <li>除熱設備としての可搬型大型送水ポンプ車の要求流量を1台で賄う設計は同じである。</li> </ul>
条文	要求事項																								
48条	炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）																								
50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器圧力逃がし装置など）																								
条文	要求事項																								
48条	炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）																								
50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置）																								
54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却設備（常設又は可搬型）																								
条文	要求事項																								
48条	タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による蒸気発生器2次側からの除熱																								
50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器再循環ユニット）																								
56条	原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 热交換器ユニット</p> <p>原子炉補機代替冷却水系に使用する熱交換器ユニットは、原子炉建屋の外側又は建屋内に設置した接続口を通じて原子炉建屋内の残留熱除去系熱交換器及び燃料プール冷却浄化系熱交換器との間で淡水を循環させるとともに、大容量送水ポンプ（タイプI）により取水した海水を使用して除熱を行うための可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1. (1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(1)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、海水を用いた除熱機能が喪失している状態である。このとき、本設備は1基当たり1台が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる熱交換器ユニットの必要容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求</p> <p>設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す3条文である。</p> <p>このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとして要求している条文は48条である。</p> <p>48条の可搬型代替除熱設備に期待する場合は、海水を用いた除熱機能が喪失している状態である。このための必要容量は<u>1基当たり1台</u>である。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される本設備の必要容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は原子炉圧力容器・原子炉格納容器と使用済燃料プールの除熱を同時に行うことができる<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>また、本設備は「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、1基当たりの必要容量は<u>1台×2セット=2台</u>となる。</p>		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、可搬型大型送水ポンプ車による送水を原子炉補機冷却水母管に直接供給し、常設の熱交換器を利用し除熱する設計としている。</li> <li>女川の熱交換器ユニットは配備していないため、熱交換器ユニットと比較対象となるSA手段はなし。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 高圧窒素ガスボンベ</p> <p>高圧窒素ガスボンベは、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1. (2)に示す「<math>n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6 (2)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、減圧機能を有する主蒸気逃がし弁操作用の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、高圧注水機能が健全であれば早期の対応は不要であるが、高圧注水機能が機能喪失している状態が重畠した場合においては早期に機能回復させ、減圧・低圧注水を行う必要がある。しかしながら、早期機能回復は困難であることから、減圧機能の多重性・頑健性確保による機能喪失回避が必須である。したがって、減圧機能の維持において、本設備に期待する。</p> <p>このとき、本設備は高圧窒素ガス供給系(非常用)に接続して使用し、1基当たり6本(8本を接続して使用)が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる高圧窒素ガスボンベの必要容量は1基当たり8本となる。</p>	<p>(3) 可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>可搬型窒素ガスボンベ(加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ及びアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ)については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1. (2)に示す「<math>n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の個数を表5 (2)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、弁操作用の制御用圧縮空気設備が機能喪失している状態、格納容器内自然対流冷却のために原子炉補機冷却水サージタンク気相部の加圧を行う必要がある状態である。</p> <p>(a) 弁操作用の代替空気のとしての要求</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ及びアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベについて、各々の要求を踏まえた必要個数を整理する。</p> <p>イ. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベが担う機能を要求するのは、減圧機能を有する加圧器逃がし弁の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、蒸気発生器2次側からの除熱による減圧が期待できる主蒸気逃がし弁が人力により機能回復でき1次冷却設備の減圧操作を実施できるため、本設備には期待していない。</p> <p>一方、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過温破損」において本設備に期待しており、格納容器内が過温された状態における格納容器内雰囲気において加圧器逃がし弁を機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、加圧器逃がし弁2台当たり1個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベの必要容量は<u>1基当たり1個／2台×2台=1個</u>となる。</p> <p>ロ. 格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベが担う機能を要求するのは、格納容器内雰囲気のサン</p>	<p>【女川】</p> <p>対象設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川はSR弁駆動用の代替駆動源として窒素ガスを配備しているのに対し、泊では原子炉冷却材圧力カッゲリの減圧用の弁(加圧器逃がし弁)以外にも空気作動弁用の代替駆動源及び原子炉補機冷却水サージタンク加圧(格納容器内自然対流冷却時の沸騰防止)として、複数用途の可搬型窒素ガスボンベを配備している。</li> </ul> <p>想定するプラント状態の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備の相違により、泊では想定するプラント状態を可搬型窒素ガスボンベを使用するSA手段を使用する必要がある状態としている。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要求容量を算定する対象設備の相違により、泊は「弁操作用(3用途)」「サージ加圧」に分類し、各用途での要求容量を算定している。</li> </ul> <p>可搬型設備への期待に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価において、女川のSR弁に相当する泊の加圧器逃がし弁の機能回復に使用する可搬型窒素ガスボンベは、期待している。</li> </ul> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備の相違により、以降、女川に比較対象とするSA手段はないが、泊において配備した可搬型窒素ガスボンベの有効性評価における期待の有無と必要数をそれぞれ算定する。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>プリング採取機能を有する格納容器空気サンプルライン隔離弁の作動機能が喪失している状態である。炉心損傷に至り原子炉格納容器内の水素濃度の監視を要する状態において作動機能を喪失した状態になった場合、早期に格納容器内雰囲気のサンプリング採取機能を回復させ、水素濃度監視を行う必要がある。</p> <p>格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過圧破損」「格納容器過温破損」「水素燃焼」において、格納容器破損防護に直接的に影響しないため本設備に評価上期待していないが、水素濃度監視のためには本設備に期待する。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁を機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、格納容器空気サンプルライン隔離弁2台当たり1個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベの必要容量は<u>1基</u>当たり<u>1個／2台×2台=1個</u>となる。</p> <p>ハ、アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベが担う機能を要求するのは、アニュラス空気浄化設備の排出機能を有するアニュラス全量排気弁の作動機能が喪失している状態である。アニュラス内の水素滞留防止及び被ばく低減のため、原子炉格納容器内の水素濃度及び放射性物質濃度の上昇のおそれがある状態にて作動機能を喪失した場合、早期にアニュラス空気浄化設備を回復させ、アニュラス排気を行う必要がある。</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「全交流動力電源喪失（運転中）」及び「原子補機冷却機能喪失」、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過圧破損」及び「格納容器過温破損」並びに燃料損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「全交流動力電源喪失（停止中）」において本設備に期待しており、アニュラス全量排気弁を機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、アニュラス全量排気弁1台当たり1個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となるアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベの必要容量は<u>1基当たり1個×</u><u>1台=1個</u>となる。</p> <p>(b) 原子炉補機冷却水サージタンク気相部の加圧としての要求 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベが担う機能を要求するのは、原子炉格納容器の冷却及び減圧機能を有する原子炉格納容器スプレイ設備が機能喪失</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
		<p>している状態である。原子炉格納容器スプレイ設備が機能喪失している状態において、格納容器内を冷却及び減圧する代替機能として格納容器内自然対流冷却の機能を確立する必要がある。</p> <p>格納容器内自然対流冷却の冷却水として使用する原子炉補機冷却水の格納容器内雰囲気との熱交換による温度上昇を考慮し、原子炉補機冷却水の沸騰を防止する必要があり、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「原子炉格納容器の除熱機能喪失」、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「水素燃焼」並びに燃料破損傷止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「崩壊熱除去機能喪失」及び「原子炉冷却材の流出」において本設備に期待しており、原子炉補機冷却水サージタンクを加圧するため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して使用し、原子炉補機冷却水サージタンク1台当たり2個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベの必要容量は<u>1基当たり2個×1台=2個</u>となる。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求</p> <p>設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、高圧窒素ガスボンベを要求しているのは表4に示す2条文である。</p> <p>表4 高圧窒素ガスボンベを要求している条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45条</td> <td>弁操作用の可搬型代替直流電源設備又は代替ポンベ設備</td> </tr> <tr> <td>46条</td> <td>減圧弁操作用の可搬型コンプレッサー又は代替ポンベ設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型の代替ポンベ設備を必須のものとして要求している条文は46条である。</p> <p>このうち、45条については、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側からの除熱を機能させるため、人力による措置が容易に行える場合は、可搬型重大事故防止設備の整備を除外できる要求であり、蒸気発生器2次側からの除熱において機能を期待する主蒸気逃がし弁について人力による措置が容易に行える設計としている。</p> <p>46条については、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を対象として、可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベを配備する要求であるが、主蒸気逃がし弁については45条と同様、手動（人力）にて操作可能な設計としており、空気作動弁かつ遠隔操作が必要である加圧器逃がし弁について可搬型の代替ポンベ設備（可搬型のコンプレッサー又は窒素ボンベ）の配備が必要となる。</p>	条文	要求事項	45条	弁操作用の可搬型代替直流電源設備又は代替ポンベ設備	46条	減圧弁操作用の可搬型コンプレッサー又は代替ポンベ設備	<p>対象条文に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「空気作動弁の代替駆動源」を要求する設置許可基準規則の対象条文は同じである。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、45条の要求に対し「人力による措置が容易に行える」ことを明示し、45条の配備要求が対象外であることを記載した。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、46条の要求に対応する設備配備が必要である対象があることを記載した。</li> </ul>
条文	要求事項								
45条	弁操作用の可搬型代替直流電源設備又は代替ポンベ設備								
46条	減圧弁操作用の可搬型コンプレッサー又は代替ポンベ設備								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>46 条の高圧窒素ガスボンベに期待する場合は、減圧用の逃がし弁操作用のガスが喪失している状態である。上述のとおり、初期対応として期待する設備ではないことから、条文上要求されているものではあるが、更なる安全性向上のためのバックアップという位置づけとなる。このとき、1基当たり8本が必要となる。</p> <p>また、原子炉格納容器の圧力が原子炉格納容器の設計圧力を超えて上昇する可能性がある場合の主蒸気逃がし安全弁に対する背圧対策のため、代替高圧窒素ガス供給系に接続して使用する場合に1基当たり3本を使用する。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される高圧窒素ガスボンベの必要容量は、有効性評価における要求8本に加え背圧対策3本を考慮し1基当たり11本となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は1基当たり11本となる。</p> <p>本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、1基当たりの必要容量は11本となる。</p>	<p>46 条の窒素ガスボンベに期待する場合は、減圧用の加圧器逃がし弁の駆動用空気が喪失している状態である。a. (a) イ. 項のとおり、初期対応として期待する設備ではないが、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>1基当たり1個</u>が必要となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要量」及び「設置許可基準規則における必要量」から、必要となる容量は、各可搬型窒素ガスボンベの用途ごとに次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>1基当たり1個</u></li> <li>・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>1基当たり1個</u></li> <li>・アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>1基当たり1個</u></li> <li>・原子炉補機冷却水サーボタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベは、<u>1基当たり2個</u></li> </ul> <p>本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セット準備することが必要であるため、<u>1基当たりの必要量は、上記のとおり</u>となる。</p>	<p><b>【女川】</b> 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、有効性評価にて、炉心損傷防止として可搬型窒素ガスボンベによる代替駆動源供給を期待していないが、格納容器破損防止として可搬型窒素ガスボンベによる代替駆動源供給に期待している。</li> <li>・泊は、有効性評価において可搬型窒素ガスボンベによる代替駆動源供給に期待する時点では、格納容器最高使用圧力を超過しており、格納容器最高使用圧力を超過した条件に対応する可搬型窒素ガスボンベは配備していない。</li> <li>・必要容量の算定では、格納容器最高使用圧力の状況を想定した加圧器逃がし弁を開放するために必要な窒素ガスボンベは0.2個であり、配備数は1個であるが窒素供給量として余裕を有した配備をしている。</li> </ul> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、複数用途の可搬型窒素ガスボンベを配備していることから、それぞれの用途における必要数を記載している。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>(5) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1. (2)に示す「<math>n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(2)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求 重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、高圧注水機能が健全であれば早期の対応は不要であるが、高圧注水機能が機能喪失している状態が重畠した場合においては早期に機能回復させ、減圧・低圧注水を行う必要がある。しかしながら、早期機能回復は困難であることから、減圧機能の多重性・頑健性確保による機能喪失回避が必須である。したがって、減圧機能の維持において、本設備に期待する。 このとき、1基当たり1個が必要となる。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求 一方、設置許可基準規則第三章(重大事故等対処施設)において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を要求しているのは表5に示す46条のみである。</p> <p>表5 高圧室素ガスボンベを要求している条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th><th>要求事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46条</td><td>減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備</td></tr> </tbody> </table> <p>46条の主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池に期待する場合は、減圧用の主蒸気逃がし安全弁操作用の直流電源が喪失している状態である。上述のとおり、初期対応として期待する設備ではないことから、条文上要求されているものではあるが、更なる安全性向上のためのバックアップという位置づけとなる。このための必要容量は1基当たり1個である。 以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は1基あたり1個となる。 本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、1基当たりの必要容量は1個となる。</p>	条文	要求事項	46条	減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備		<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川の(5)項の設備に対応する泊の可搬型加圧器逃がし弁操作用バッテリは、可搬型電源設備の項に記載しており、本項の比較は、7～8ページに継上げ掲載し比較している。</p>
条文	要求事項						
46条	減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 可搬型重大事故等対処設備の予備数の考え方について</p> <p>(1) 電源車</p> <p>電源車については、2.(1)のとおり、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1台を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で5台保有する。</u></p> <p>(5) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、2.(5)のとおり、必要となる容量は1基当たり1個であり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、1個が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2個以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1個を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で2個確保する。</u></p>	<p>3. 可搬型重大事故等対処設備の予備数の考え方について</p> <p>(1) 可搬型代替電源設備</p> <p>a. 可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）については、2.(1)a. 項のとおり、それぞれ必要となる容量は1基当たり1台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、<u>それぞれ2台が必要容量となる</u>。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、それぞれ2台を確保する。</u></p> <p>以上から、以下のとおり保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替電源車は、<u>合計で4台保有する。</u></li> <li>可搬型直流電源用発電機は、<u>合計で4台保有する。</u></li> </ul> <p>b. 加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替電源設備（加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器）については、2.(1)b. 項のとおり、それぞれ必要となる容量は1基当たり1台であり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、<u>それぞれ1個が必要容量となる</u>。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2個以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>加圧器逃がし弁操作用バッテリは故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保、可搬型直流変換器は故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台確保する。</u></p> <p>以上から、以下のとおり保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器逃がし弁操作用バッテリは、<u>合計で2個保有する。</u></li> <li>可搬型直流変換器は、<u>合計で3台保有する。</u></li> </ul> <p>(2) 可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）</p> <p>可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）については、2.(2)のとおり、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、<u>4台が必要容量となる</u>。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1台を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で5台確保する。</u></p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本項では、前項までの必要配備数に加え「<u>パックアップ</u>」保有数の方針を記載し、合計保有数を記載する方針は同じである。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、<u>パックアップ</u>として、それぞれ2台を保有する。</li> </ul>
	<p>(2) 大容量送水ポンプ(タイプI)</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプI)については、2.(2)のとおり、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1台を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で5台確保する。</u></p>	<p>以上から、以下のとおり保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車は、<u>合計で6台保有する。</u></li> </ul>	<p>相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>パックアップ</u>」の<u>パックアップ</u>は、1個で同じである。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、可搬型直流変換器の<u>パックアップ</u>として、2台を保有する。</li> </ul>
	<p>P25より比較のため繰上げ掲載</p>		<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、可搬型大型送水ポンプ車の<u>パックアップ</u>として、2台を保有する。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 熱交換器ユニット          熱交換器ユニットについては、2.(3)のとおり、必要となる容量は1基当たり1台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、2台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1台を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で3台確保する。</u></p> <p>(4) 高圧窒素ガスボンベ          高圧窒素ガスボンベについては、2.(4)のとおり、必要となる容量は1基当たり11本であり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、11本が必要容量となる。</p> <p>この本数に加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は1基当たり最大で11本同時に保守点検を実施する運用とした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、11本を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で22本確保する。</u></p>	<p>(3) 可搬型窒素ガスボンベ          可搬型窒素ガスボンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、原子炉補機冷却水サーボタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ及びアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ）については、2.(3)のとおり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、1セットを準備することが要求となるため、それぞれの必要容量は次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ            必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。</li> <li>・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ            必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。</li> <li>・アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ            必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。</li> <li>・原子炉補機冷却水サーボタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ            必要となる容量は1基当たり2個であり、2個が必要容量となる。</li> </ul> <p>この本数に加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>本設備は、それぞれの用途ごとに2個以上同時に保守点検することがないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップをそれぞれの用途ごとに次のとおり確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ            必要容量は1個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個を確保する。</u></li> </ul>	<p>設計方針の相違          ・泊に比較対象とする設備なし。</p> <p>相違なし          ・泊の<u>可搬型窒素ガスボンベ</u>は複数の用途ごとに配備しているが、必要個数と同数の<u>バックアップ</u>を保有する方針は同じである。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ 必要容量は1個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保する。</u></li> <li>・アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ 必要容量は1個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保する。</u></li> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ 必要容量は2個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2個確保する。</u></li> </ul> <p>以上から、以下のとおり保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>合計で2個保有する。</u></li> <li>・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>合計で2個保有する。</u></li> <li>・アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>合計で2個保有する。</u></li> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベは、<u>合計で4個保有する。</u></li> </ul> <p>(5) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、2.(5)のとおり、必要となる容量は1基当たり1個であり、「n + α」の対象施設となることから、1個が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。 本設備は、2個以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1個を確保する。</u> 以上から、<u>合計で2個確保する。</u></p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の(5)項の設備に対応する泊の可搬型加圧器逃がし弁操作用パッケは、可搬型電源設備の項に記載しており、本項の比較は、23ページに繰上げ掲載し比較している。</li> </ul>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																												
(2) 「 $n + \alpha$ 」の可搬型設備																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> <th>対策種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧遮断ガスボンベ</td> <td>22本</td> <td>11本</td> <td>11本</td> <td colspan="4">原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分離保管)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ11本</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>主蒸気過送安全弁用可搬型蓄電池</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td colspan="4">無制御室内に2個 (1個と1個で分離保管)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1個</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</td></tr> </tbody> </table>				設備名	配備数	必要数量	予備	保管場所				備考	第1	第2	第3	第4	対策種別	高圧遮断ガスボンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分離保管)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ11本</li> </ul>	主蒸気過送安全弁用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	無制御室内に2個 (1個と1個で分離保管)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1個</li> </ul>	※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																																																																											
設備名	配備数	必要数量	予備					保管場所					備考																																																																																																																																		
				第1	第2	第3	第4	対策種別																																																																																																																																							
高圧遮断ガスボンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分離保管)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ11本</li> </ul>																																																																																																																																							
主蒸気過送安全弁用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	無制御室内に2個 (1個と1個で分離保管)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1個</li> </ul>																																																																																																																																							
※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																																																																																																															
(3) 「 $n$ 」の可搬型設備(1/2)																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> <th>対策種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型遮断ガス供給装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ケース(1箱:300L 約90kg)</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1箱</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>大型蓄流水ポンプ(タイプII)</td> <td>3台</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄水ポンプ本体の代替設備(代用遮断ガス供給装置)として保管する場合 (No.2, 3号炉)</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>熱水塩</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>循環水系開閉装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ケース(1箱:300L 約1,400kg)</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水槽</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ケース(1箱:300L 約1,600kg)</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水槽</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>シルトフェンス</td> <td>3箱</td> <td>2箱</td> <td>1箱</td> <td>2箱</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1箱</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>吸油船</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>6台</td> <td>—</td> <td>2台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>化粧水廻路装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>中央貯油作動装置 (空気ポンプ)</td> <td>80本</td> <td>40本</td> <td>40本</td> <td colspan="4">制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ50本</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>製油機油貯蔵装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>415本</td> <td>125本</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>540本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ125本</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</td></tr> </tbody> </table>				設備名	配備数	必要数量	予備	保管場所				備考	第1	第2	第3	第4	対策種別	可搬型遮断ガス供給装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>	ケース(1箱:300L 約90kg)	1箱	1箱	1箱	—	—	—	1箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul>	大型蓄流水ポンプ(タイプII)	3台	2台	1台	1台	1台	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄水ポンプ本体の代替設備(代用遮断ガス供給装置)として保管する場合 (No.2, 3号炉)</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>	熱水塩	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>	循環水系開閉装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>	ケース(1箱:300L 約1,400kg)	1箱	1箱	1箱	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水槽</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul>	ケース(1箱:300L 約1,600kg)	1箱	1箱	1箱	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水槽</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul>	シルトフェンス	3箱	2箱	1箱	2箱	—	—	1箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul>	タンクローリ	1台	2台	1台	—	1台	1台	2台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>	吸油船	1台	1台	2台	2台	6台	—	2台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>	化粧水廻路装置	2台	1台	1台	—	1台	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>	中央貯油作動装置 (空気ポンプ)	80本	40本	40本	制御室				<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ50本</li> </ul>	製油機油貯蔵装置 (空気ポンプ)	540本	415本	125本	—	—	—	540本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ125本</li> </ul>	※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。								
設備名	配備数	必要数量	予備					保管場所					備考																																																																																																																																		
				第1	第2	第3	第4	対策種別																																																																																																																																							
可搬型遮断ガス供給装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>																																																																																																																																							
ケース(1箱:300L 約90kg)	1箱	1箱	1箱	—	—	—	1箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul>																																																																																																																																							
大型蓄流水ポンプ(タイプII)	3台	2台	1台	1台	1台	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄水ポンプ本体の代替設備(代用遮断ガス供給装置)として保管する場合 (No.2, 3号炉)</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>																																																																																																																																							
熱水塩	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>																																																																																																																																							
循環水系開閉装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>																																																																																																																																							
ケース(1箱:300L 約1,400kg)	1箱	1箱	1箱	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水槽</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul>																																																																																																																																							
ケース(1箱:300L 約1,600kg)	1箱	1箱	1箱	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水槽</li> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul>																																																																																																																																							
シルトフェンス	3箱	2箱	1箱	2箱	—	—	1箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1箱</li> </ul>																																																																																																																																							
タンクローリ	1台	2台	1台	—	1台	1台	2台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>																																																																																																																																							
吸油船	1台	1台	2台	2台	6台	—	2台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>																																																																																																																																							
化粧水廻路装置	2台	1台	1台	—	1台	—	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ1台</li> </ul>																																																																																																																																							
中央貯油作動装置 (空気ポンプ)	80本	40本	40本	制御室				<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ50本</li> </ul>																																																																																																																																							
製油機油貯蔵装置 (空気ポンプ)	540本	415本	125本	—	—	—	540本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時バックアップ及び保守点検専用機器外時バックアップ125本</li> </ul>																																																																																																																																							
※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																																																																																																															
(3) 「 $n + \alpha$ 」の可搬型設備(2/2)																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期遮断用火災警報装置</td> <td>2箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td colspan="4">消防室内に1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバックアップとして1台を予備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>初期遮断用火災警報装置(ボルジャー)</td> <td>3箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td colspan="4">消防室内に1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のボルジャーとして1台を予備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>初期遮断用火災警報装置(バッテリ)</td> <td>4箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td colspan="4">消防室内に1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバッテリとして1台を予備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>初期遮断用火災警報装置(充電式)</td> <td>2箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td colspan="4">消防室内に1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置の充電式として1台を予備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</td></tr> </tbody> </table>				設備名	配備数	必要数量	予備	保管場所				備考	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	初期遮断用火災警報装置	2箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバックアップとして1台を予備</li> </ul>	初期遮断用火災警報装置(ボルジャー)	3箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のボルジャーとして1台を予備</li> </ul>	初期遮断用火災警報装置(バッテリ)	4箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバッテリとして1台を予備</li> </ul>	初期遮断用火災警報装置(充電式)	2箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置の充電式として1台を予備</li> </ul>	※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																																																							
設備名	配備数	必要数量	予備					保管場所					備考																																																																																																																																		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦																																																																																																																																					
初期遮断用火災警報装置	2箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバックアップとして1台を予備</li> </ul>																																																																																																																																							
初期遮断用火災警報装置(ボルジャー)	3箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のボルジャーとして1台を予備</li> </ul>																																																																																																																																							
初期遮断用火災警報装置(バッテリ)	4箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバッテリとして1台を予備</li> </ul>																																																																																																																																							
初期遮断用火災警報装置(充電式)	2箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置の充電式として1台を予備</li> </ul>																																																																																																																																							
※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																																																																																																															
(4) 「 $n$ 」の可搬型設備(3/2)																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期遮断用火災警報装置</td> <td>2箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td colspan="4">消防室内に1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバックアップとして1台を予備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>初期遮断用火災警報装置(ボルジャー)</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td colspan="4">消防室内に1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のボルジャーとして1台を予備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>初期遮断用火災警報装置(バッテリ)</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td colspan="4">消防室内に1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバッテリとして1台を予備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>初期遮断用火災警報装置(充電式)</td> <td>2箱</td> <td>1箱</td> <td>1箱</td> <td colspan="4">消防室内に1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置の充電式として1台を予備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</td></tr> </tbody> </table>				設備名	配備数	必要数量	予備	保管場所				備考	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	初期遮断用火災警報装置	2箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバックアップとして1台を予備</li> </ul>	初期遮断用火災警報装置(ボルジャー)	1箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のボルジャーとして1台を予備</li> </ul>	初期遮断用火災警報装置(バッテリ)	1箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバッテリとして1台を予備</li> </ul>	初期遮断用火災警報装置(充電式)	2箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置の充電式として1台を予備</li> </ul>	※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																																																							
設備名	配備数	必要数量	予備					保管場所					備考																																																																																																																																		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦																																																																																																																																					
初期遮断用火災警報装置	2箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバックアップとして1台を予備</li> </ul>																																																																																																																																							
初期遮断用火災警報装置(ボルジャー)	1箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のボルジャーとして1台を予備</li> </ul>																																																																																																																																							
初期遮断用火災警報装置(バッテリ)	1箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置のバッテリとして1台を予備</li> </ul>																																																																																																																																							
初期遮断用火災警報装置(充電式)	2箱	1箱	1箱	消防室内に1台				<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期遮断用火災警報装置による初期遮断用火災警報装置の充電式として1台を予備</li> </ul>																																																																																																																																							
※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																																																																																																															
【女川】																																																																																																																																															
分類の相違																																																																																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプレイヘッドについて、泊は <math>n</math> 設備としている。(女川は <math>n + \alpha</math> 分類として前ページに記載)</li> <li>・泊は、使用済燃料ピットを設置する燃料取扱棟へ屋外から敷設した送水ホース端にスプレイヘッドを設置し、Aピット及びBピットへのスプレーに使用する。</li> </ul>																																																																																																																																															
<p>外部送水系ホース1系統を建屋内に引き込んだ後、ホース末端に設置するスプレイヘッドは、建屋外からの水の供給設備(<math>n + \alpha</math>)及び負荷に直結する設備(<math>n + \alpha</math>)に該当しない<math>n</math>設備に分類している(大飯と同じ)</p>																																																																																																																																															

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
<p>(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">緊急時 計画運転</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車(混合式装置 用)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>・泊3号炉内蔵用代替充電式電源 装置 - 仮設用パックアップ及び保守 用機器の内蔵用パックアップ 1台(可搬型代替充電式電源装置 及び可搬型代替供給装置) - 並列して使用する電源車の2 台を用意する。 - 既設外用車両用代替充電式電源 装置 - 仮設用パックアップ及び保守 用機器の内蔵用パックアップ 1台(可搬型代替供給装置) - 並列して使用する電源車の2 台を用意する。</td> </tr> <tr> <td>ケーブル(1.5km)</td> <td>2組</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各設備の保管場所・数量について。今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備数	保管場所				緊急時 計画運転	備考	第1	第2	第3	第4	電源車(混合式装置 用)	2台	1台	1台	-	-	-	1台	1台	・泊3号炉内蔵用代替充電式電源 装置 - 仮設用パックアップ及び保守 用機器の内蔵用パックアップ 1台(可搬型代替充電式電源装置 及び可搬型代替供給装置) - 並列して使用する電源車の2 台を用意する。 - 既設外用車両用代替充電式電源 装置 - 仮設用パックアップ及び保守 用機器の内蔵用パックアップ 1台(可搬型代替供給装置) - 並列して使用する電源車の2 台を用意する。	ケーブル(1.5km)	2組	1組	1組	-	-	-	1組	1組	・	<p>(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所<sup>①</sup></th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ランクスター</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>-</td> <td>2台</td> <td>-</td> <td>2台</td> <td>-</td> <td>・仮設用ランクスターは泊3号炉内蔵用 パックアップ用として2台を用意</td> </tr> <tr> <td>可搬型エクラングスター</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・仮設用エクラングスターは泊3号炉内蔵用 パックアップ用として1台を用意</td> </tr> <tr> <td>干電池箱</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>-</td> <td>1台</td> <td>-</td> <td>1台</td> <td>-</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>可搬型交替給水装置</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・既設用交替給水装置による内蔵用 パックアップ用として1台を用意</td> </tr> <tr> <td>定期給水装置</td> <td>2式</td> <td>2式</td> <td>2式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として1台を用意</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用の定期給水装置</td> <td>2式</td> <td>2式</td> <td>2式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として2台を用意</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用の定期給水装置</td> <td>2式</td> <td>2式</td> <td>2式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として2台を用意</td> </tr> </tbody> </table> <p>①: 各設備の保管場所(1:船艤内、2:船艤外、3:内蔵用パックアップ用、4:内蔵用パックアップ用)</p> <p>※1: 保管場所が「<sup>①</sup>船艤内」「<sup>②</sup>船艤外」の場合は該機器を示す。また、既設内蔵用の定期給水装置(定期給水装置)に記載する。 ②: 1台を乗車して運搬する。③: 1台を移動させる。④: 2台を移動させる。⑤: 2台を用意する。⑥: 2台を用意する。</p> <p>※2: 既設用ランクスターは、定期給水装置と合わせて2台を用意する。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所 <sup>①</sup>				備考	①	②	③	④	可搬型ランクスター	4台	2台	2台	-	2台	-	2台	-	・仮設用ランクスターは泊3号炉内蔵用 パックアップ用として2台を用意	可搬型エクラングスター	1台	1台	1台	-	-	-	-	-	・仮設用エクラングスターは泊3号炉内蔵用 パックアップ用として1台を用意	干電池箱	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-	・	可搬型交替給水装置	1台	2台	1台	-	-	-	-	-	・既設用交替給水装置による内蔵用 パックアップ用として1台を用意	定期給水装置	2式	2式	2式	-	-	-	-	-	・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として1台を用意	緊急時対策用の定期給水装置	2式	2式	2式	-	-	-	-	-	・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として2台を用意	緊急時対策用の定期給水装置	2式	2式	2式	-	-	-	-	-	・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として2台を用意	
設備名					配備数	必要数	予備数	保管場所				緊急時 計画運転	備考																																																																																																										
	第1	第2	第3	第4																																																																																																																			
電源車(混合式装置 用)	2台	1台	1台	-	-	-	1台	1台	・泊3号炉内蔵用代替充電式電源 装置 - 仮設用パックアップ及び保守 用機器の内蔵用パックアップ 1台(可搬型代替充電式電源装置 及び可搬型代替供給装置) - 並列して使用する電源車の2 台を用意する。 - 既設外用車両用代替充電式電源 装置 - 仮設用パックアップ及び保守 用機器の内蔵用パックアップ 1台(可搬型代替供給装置) - 並列して使用する電源車の2 台を用意する。																																																																																																														
ケーブル(1.5km)	2組	1組	1組	-	-	-	1組	1組	・																																																																																																														
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所 <sup>①</sup>				備考																																																																																																															
				①	②	③	④																																																																																																																
可搬型ランクスター	4台	2台	2台	-	2台	-	2台	-	・仮設用ランクスターは泊3号炉内蔵用 パックアップ用として2台を用意																																																																																																														
可搬型エクラングスター	1台	1台	1台	-	-	-	-	-	・仮設用エクラングスターは泊3号炉内蔵用 パックアップ用として1台を用意																																																																																																														
干電池箱	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-	・																																																																																																														
可搬型交替給水装置	1台	2台	1台	-	-	-	-	-	・既設用交替給水装置による内蔵用 パックアップ用として1台を用意																																																																																																														
定期給水装置	2式	2式	2式	-	-	-	-	-	・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として1台を用意																																																																																																														
緊急時対策用の定期給水装置	2式	2式	2式	-	-	-	-	-	・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として2台を用意																																																																																																														
緊急時対策用の定期給水装置	2式	2式	2式	-	-	-	-	-	・既設定期給水装置による内蔵用 パックアップ用として2台を用意																																																																																																														

表7 アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				緊急時 計画運転	備考
				第1	第2	第3	第4		
ブルドーザ	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・仮設用パックアップ及び内蔵用 定期給水装置外蔵パックアップ
バックホー	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・仮設用パックアップ及び内蔵用 定期給水装置外蔵パックアップ

\*各設備の保管場所・数量について。今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所 <sup>①</sup>				備考
				①	②	③	④	
ホイッパー	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-
バックホー	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-

①: 各設備の保管場所(1:船艤内、2:船艤外)

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙1 ホース延長回収車の位置づけについて</p> <p>女川原子力発電所2号炉においては、可搬型重大事故等対処設備の運搬にあたってホース延長回収車を使用する。ホース延長回収車の位置づけについて、以下に示す。</p> <p>1. ホース延長回収車の設置許可基準規則における位置づけ ホース延長回収車は、ホース運搬・設置作業及び注水用ヘッダの運搬・設置作業に用いることとしており、以下について所要時間を算出し、重大事故等の有効性評価の中で期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[48条、50条]原子炉補機代替冷却水系</li> <li>・[49条]原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)</li> <li>・[54条]燃料プール代替注水系(可搬型)</li> <li>・[56条]復水貯蔵タンクへの補給</li> </ul> <p>また、以下の系統におけるホース、放水砲等の運搬・設置においても使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[47条]低圧代替注水系(可搬型)</li> <li>・[48条、50条、52条]原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給</li> <li>・[51条]原子炉格納容器下部注水系(可搬型)</li> <li>・[54条]燃料プール代替注水系(常設配管) 燃料プールスプレイ系(常設配管) 燃料プールスプレイ系(可搬型)</li> <li>・[55条]放水設備</li> <li>・[56条]水の供給設備</li> </ul> <p>上記を踏まえ、ホース延長回収車は重大事故等対処設備と位置づける。</p>	<p>別紙1 ホース延長・回収車の位置づけについて</p> <p>泊発電所3号炉においては、可搬型重大事故等対処設備の運搬にあたってホース延長・回収車を使用し、ホース延長・回収車(送水車用)及びホース延長・回収車(放水砲用)を配備する。ホース延長・回収車の位置づけについて、以下に示す。</p> <p>1. ホース延長・回収車の設置許可基準規則における位置づけ ホース延長・回収車は、可搬型ホース運搬・設置作業に用いることとしており、ホース延長・回収車(送水車用)は、以下について所要時間を算出し、重大事故等の有効性評価の中で期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[47条]A-高圧注入ポンプ代替再循環運転(海水冷却)</li> <li>・[48条]格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却</li> <li>・[49条]格納容器内自然対流冷却</li> <li>・[50条]格納容器内自然対流冷却</li> <li>・[54条]使用済燃料ピットへの注水</li> <li>・[56条]補助給水ピットへの補給(蒸気発生器2次側からの除熱として使用時の補給) 燃料取替用水ピットへの補給(代替格納容器スプレイとして使用時の補給)</li> </ul> <p>また、以下の系統における可搬型ホース、可搬型スプレイノズルの運搬・設置においても使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[47条]代替炉心注水(可搬型大型送水ポンプ車)</li> <li>・[52条]水素濃度監視</li> <li>・[54条]使用済燃料ピットへのスプレー</li> <li>・[55条]大気への拡散抑制(使用済燃料ピットへのスプレー)</li> </ul> <p>上記を踏まえ、ホース延長・回収車(送水車用)は重大事故等対処設備と位置づける。</p>	<p>設備の相違 ・泊では2種類のホース延長・回収車を配備する。</p> <p>・ホース延長・回収車は、複数の外部送水系のためのホース運搬・設置作業に用い、有効性評価において機能確立時間を設定している用途にも使用していることは同じである。 ・泊では注水用ヘッダは使用しない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. ホース延長回収車の配備数の考え方            ホース延長回収車は、原子炉建屋の外側から水を供給する可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置時に使用する設備であることから、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設とする。</p> <p>ホース延長回収車については、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1台を確保する。</p>	<p>2. ホース延長・回収車（送水車用）の配備数の考え方            ホース延長・回収車（送水車用）は、原子炉建屋の外側から水を供給する可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置時に使用する設備であることから、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設とする。</p> <p>ホース延長・回収車（送水車用）については、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台を確保する。</p>	

#### 共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		 <table border="1"> <tr> <td>必要設備の考え方</td> <td>必要設備の考え方</td> <td>必要設備の考え方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。</td> <td>アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。</td> <td>アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボイラー水素脱酸装置</td> <td>ボイラー水素脱酸装置</td> <td>ボイラー水素脱酸装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保有</td> <td>保有</td> <td>保有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要設備のうち、 保有する設備</td> <td>必要設備のうち、 保有する設備</td> <td>必要設備のうち、 保有する設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボイラー水素脱酸装置</td> <td>ボイラー水素脱酸装置</td> <td>ボイラー水素脱酸装置</td> <td></td> </tr> </table>	必要設備の考え方	必要設備の考え方	必要設備の考え方		アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。	アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。	アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。		設備	設備	設備		ボイラー水素脱酸装置	ボイラー水素脱酸装置	ボイラー水素脱酸装置		保有	保有	保有		必要設備のうち、 保有する設備	必要設備のうち、 保有する設備	必要設備のうち、 保有する設備		ボイラー水素脱酸装置	ボイラー水素脱酸装置	ボイラー水素脱酸装置		
必要設備の考え方	必要設備の考え方	必要設備の考え方																													
アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。	アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。	アフルスルーリアクターの運転が想定される場合に備え、 緊急時用の運転手段を有する。																													
設備	設備	設備																													
ボイラー水素脱酸装置	ボイラー水素脱酸装置	ボイラー水素脱酸装置																													
保有	保有	保有																													
必要設備のうち、 保有する設備	必要設備のうち、 保有する設備	必要設備のうち、 保有する設備																													
ボイラー水素脱酸装置	ボイラー水素脱酸装置	ボイラー水素脱酸装置																													

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>共一6 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備については、待機時及び機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。重大事故等対処設備の待機時の外部事象に対する耐性を確保するに当たっては、共通要因故障（設置許可基準規則第四十三条第2項第三号、第四十三条第3項第七号）、接続箇所（同第四十三条第3項第三号）、保管場所（同第四十三条第3項第五号）、アクセスルート（同第四十三条第3項第六号）の各観点で、第六条外部事象説明資料にて網羅的に収集した事象に加え、重大事故等対処設備に特有の事象を考慮する。さらに各事象の発生可能性や影響度等を踏まえ重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象を選定する。</p> <p>なお、機能要求時の外部事象は、環境条件において考慮する。</p> <p>2. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する事象</p> <p>重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等の設計に際し考慮する外部事象は、第六条での設計基準事故対処設備への検討を踏まえ抽出する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）は、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。</p> <p>以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</p>	<p>共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備については、待機時及び機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。重大事故等対処設備の待機時の外部事象に対する耐性を確保するに当たっては、共通要因故障（設置許可基準規則第四十三条第2項第三号、第四十三条第3項第七号）、接続箇所（同第四十三条第3項第三号）、保管場所（同第四十三条第3項第五号）、アクセスルート（同第四十三条第3項第六号）の各観点で、第六条外部事象説明資料にて網羅的に収集した事象に加え、重大事故等対処設備に特有の事象を考慮する。さらに各事象の発生可能性や影響度等を踏まえ重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象を選定する。</p> <p>なお、機能要求時の外部事象は、環境条件において考慮する。</p> <p>2. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する事象</p> <p>重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等の設計に際し考慮する外部事象は、第六条での設計基準事故対処設備への検討を踏まえ抽出する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）は、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。</p> <p>以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定      「2.」に挙げた設計上考慮する事象のうち、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定を行う。</p> <p>第六条での検討結果より、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、<b>安全施設</b>への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕等の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、自然現象(地震及び津波を除く。)として洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮、人為事象として飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する外部事象に対する評価      風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガスに対する評価結果を表1に示す。</p> <p>また、洪水、地滑り、高潮、飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する評価を以下に示す。</p> <p>なお、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口に対する評価については、「共一5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について」に詳細を記載する。</p> <p>(1) 洪水      敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>(2) 地滑り  <b>地すべり地形分布図や土砂災害危険箇所図等によると</b>女川原子力発電所には地滑り、土石流並びにかけ崩れを起こすような地形は存在しない。</p> <p>(3) 高潮      高潮の影響を受けない敷地高さに設置(非常用取水設備を除く。)・保管する設計とする。</p>	<p>3. 重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定      「2.」に挙げた設計上考慮する事象のうち、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定を行う。</p> <p>第六条での検討結果より、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、<b>重大事故等対処設備</b>への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕等の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、自然現象(地震及び津波を除く。)として洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮、人為事象として飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する外部事象に対する評価      風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガスに対する評価結果を表1に示す。</p> <p>また、洪水、地滑り、高潮、飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する評価を以下に示す。</p> <p>なお、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口に対する評価については、「共一5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について」に詳細を記載する。</p> <p>(1) 洪水  <b>敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</b></p> <p>(2) 地滑り  <b>重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋等及び屋外における可搬型重大事故等対処設備(可搬型モニタリングポストを除く。)</b>の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲はない。また、可搬型モニタリングポストの使用場所は地滑りにより影響を受ける可能性があるが、当該箇所に<b>アクセス</b>することができない場合は、<b>アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更して測定するため</b>、影響は受けない。</p> <p>(3) 高潮      高潮の影響を受けない敷地高さに設置(非常用取水設備を除く。)・保管する設計とする。</p>	<p><b>【女川】</b>      記載の適正化      • 43条本文の記載との整合</p> <p><b>【女川】</b>      設備(プラント立地条件)の相違      • 泊は発電所敷地内に地滑り地形があるため記載を変更。</p>

## 共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 飛来物（航空機落下）</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(5) ダムの崩壊</p> <p>発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突</p> <p>船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置（非常用取水設備を除く。）・保管する設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害</p> <p>環境条件として考慮し、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する。鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。</p> <p>(8) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p>	<p>(4) 飛来物（航空機落下）</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>(5) ダムの崩壊</p> <p>発電所周辺にはダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突</p> <p>船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置（非常用取水設備を除く。）・保管する設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害</p> <p>環境条件として考慮し、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する。鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。</p> <p>(8) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セット数を建屋と離隔して保管する設計方針とする。((8)も同様)</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・43条本文の記載との整合 ((8)も同様)</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊には循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補助機冷却海水ポンプがある。(43条本文の記載との整合) ((8)も同様)</li> </ul> <p>・屋外の常設重大事故等対処設備から「少なくとも1セット」離隔する方針は、大飯の43条における方針と同様。((8)も同様)</p> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所立地条件の相違</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6条(自然現象)別添1の表現との整合</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針</p> <p>第四十三条の要求を踏まえ、設計基準事象によって、設計基準<b>対象施設</b>の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外郭となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重大事故防止設備は、外部事象によって対応する設計基準<b>対象施設</b>の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</li> <li>(2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること</li> <li>(3) 外部事象が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料プール注水機能）が維持できること（各外部事象により重大事故等対処設備と設計基準<b>対象施設</b>の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）</li> </ul> <p>外部事象による重大事故等対処設備への影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ図1、表1に示す。方針(3)に示した、プラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未臨界移行機能：<b>ATWS緩和設備</b>（代替制御棒挿入機能）、<b>ATWS緩和設備</b>（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、<b>ほう酸水注入系</b></li> <li>・燃料冷却機能：<b>低圧代替注水系</b>（可搬型）</li> <li>・格納容器除熱機能：<b>原子炉補機代替冷却水系</b></li> <li>・使用済燃料プール注水機能：<b>燃料プール代替注水系</b>（常設配管）、<b>燃料プール代替注水系</b>（可搬型）</li> </ul>	<p>備がその機能を代替する<b>循環水ポンプ建屋内の設計基準</b>事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する<b>屋外の常設重大事故等対処設備</b>から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>5. 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針</p> <p>第四十三条の要求を踏まえ、設計基準事象によって、設計基準<b>事故対処設備等</b>の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外郭となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重大事故防止設備は、外部事象によって対応する設計基準<b>事故対処設備等</b>の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</li> <li>(2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること</li> <li>(3) 外部事象が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料ピット注水機能）が維持できること（各外部事象により重大事故等対処設備と設計基準<b>事故対処設備等</b>の<b>安全機能</b>が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）</li> </ul> <p>外部事象による重大事故等対処設備への影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ図1、表1に示す。方針(3)に示した、プラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未臨界移行機能：手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、ほう酸水注入</li> <li>・燃料冷却機能：代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）</li> <li>・格納容器除熱機能：格納容器内自然対流冷却</li> <li>・使用済燃料ピット注水機能：使用済燃料ピットへの注水</li> </ul>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・43条本文の記載との整合</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・43条本文の記載との整合</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・43条本文の記載との整合</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※1：各外部事象に上り重大事故等対応設備と設計基準事象対応設備の機能が同時に損なわれることはないが、安全上可能な限り内での復旧により機能維持可能であることを確認。</p> <p>図1 外部事象による重大事故等対応設備への影響評価フロー</p>	<p>※1：各外部事象により重大事故等対応設備と設計基準事象対応設備等の安全機能が同時に損なわれるとはないが、安全上支障のない範囲内での復旧により機能維持可能であることを確認。</p> <p>図1 外部事象による重大事故等対応設備の影響評価フロー</p>	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

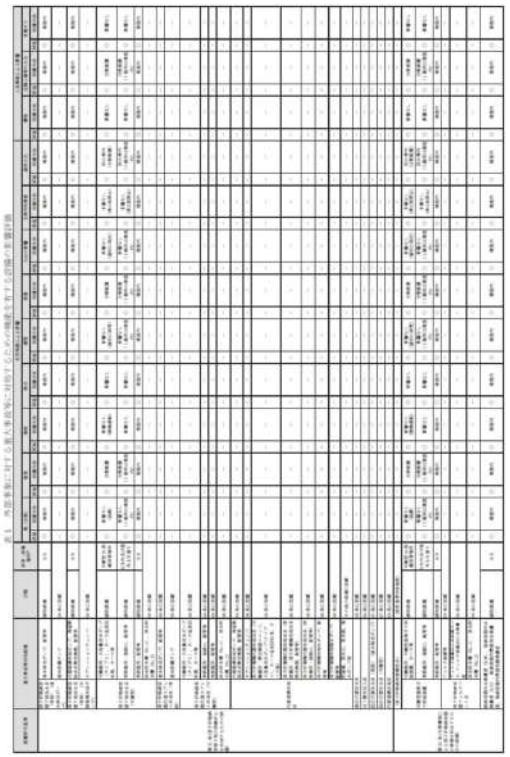
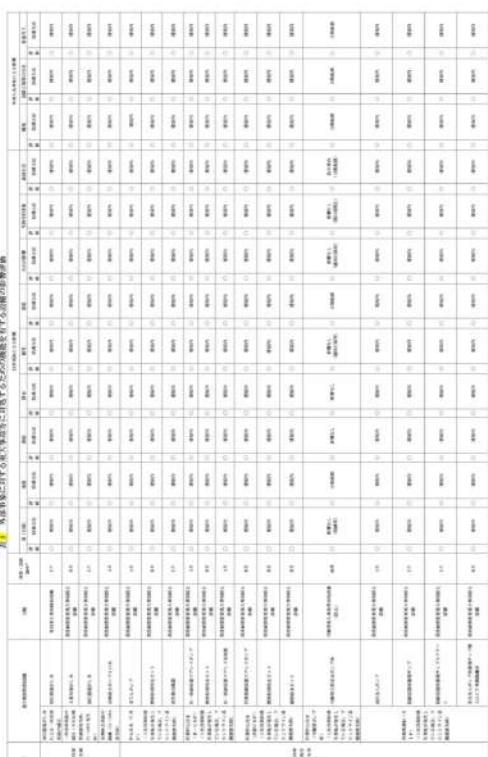
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
	<p style="text-align: center;">(表1) 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">記載箇所</th> <th rowspan="2">記載内容</th> <th rowspan="2">相違箇所</th> <th rowspan="2">相違理由</th> </tr> <tr> <th>記載方針</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基本方針</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> </tr> <tr> <td>2. 対応手段</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> </tr> <tr> <td>3. 設備</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> </tr> <tr> <td>4. 運用</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> </tr> <tr> <td>5. 体制</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> </tr> <tr> <td>6. その他の方針</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> <td>記載内容</td> <td>記載方針</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載箇所		記載内容	相違箇所	相違理由	記載方針	記載内容	1. 基本方針	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針	2. 対応手段	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針	3. 設備	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針	4. 運用	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針	5. 体制	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針	6. その他の方針	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針	
項目	記載箇所		記載内容	相違箇所				相違理由																																						
	記載方針	記載内容																																												
1. 基本方針	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針																																									
2. 対応手段	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針																																									
3. 設備	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針																																									
4. 運用	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針																																									
5. 体制	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針																																									
6. その他の方針	記載方針	記載内容	記載方針	記載内容	記載方針																																									

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
図1-1-1 大飯発電所3号炉の構造	図1-1-2 大飯発電所4号炉の構造	図1-2-1 女川原子力発電所2号炉の構造	図1-2-2 女川原子力発電所2号炉の構造	図1-3-1 泊発電所3号炉の構造	図1-3-2 泊発電所3号炉の構造	図1-4-1 大飯発電所3号炉の構造	図1-4-2 大飯発電所4号炉の構造
図1-1-1 大飯発電所3号炉の構造	図1-1-2 大飯発電所4号炉の構造	図1-2-1 女川原子力発電所2号炉の構造	図1-2-2 女川原子力発電所2号炉の構造	図1-3-1 泊発電所3号炉の構造	図1-3-2 泊発電所3号炉の構造	図1-4-1 大飯発電所3号炉の構造	図1-4-2 大飯発電所4号炉の構造

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
規制炉心部 規制炉心部の構成	規制炉心部の構成	規制炉心部 規制炉心部の構成	規制炉心部の構成	規制炉心部 規制炉心部の構成	規制炉心部の構成	規制炉心部 規制炉心部の構成	規制炉心部の構成
規制炉心部 規制炉心部の構成	規制炉心部の構成	規制炉心部 規制炉心部の構成	規制炉心部の構成	規制炉心部 規制炉心部の構成	規制炉心部の構成	規制炉心部 規制炉心部の構成	規制炉心部の構成

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

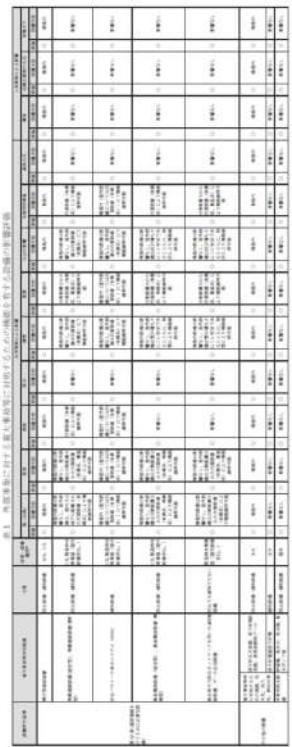
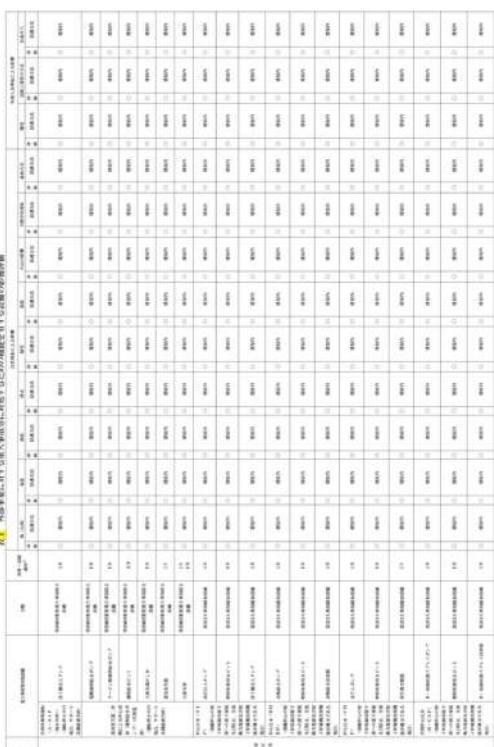
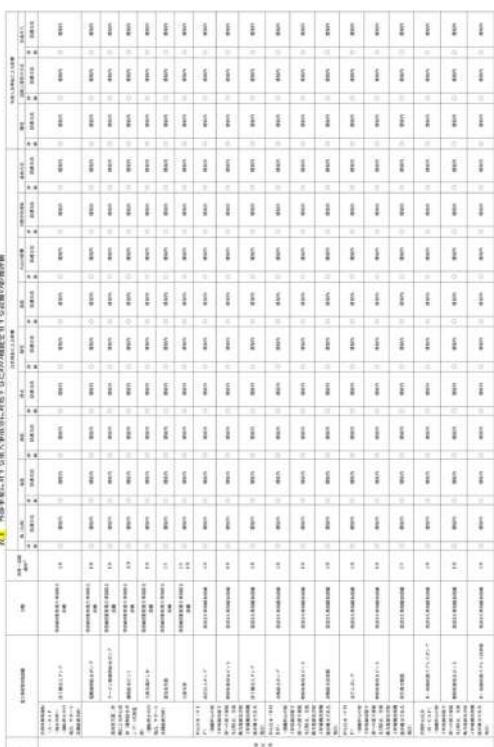
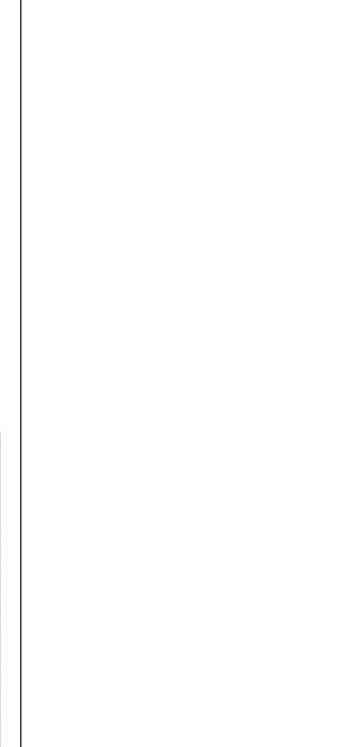
**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 	 	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

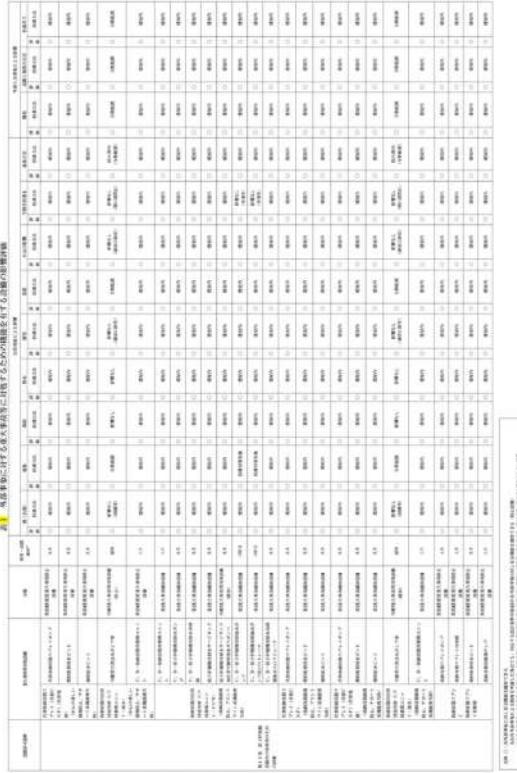
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

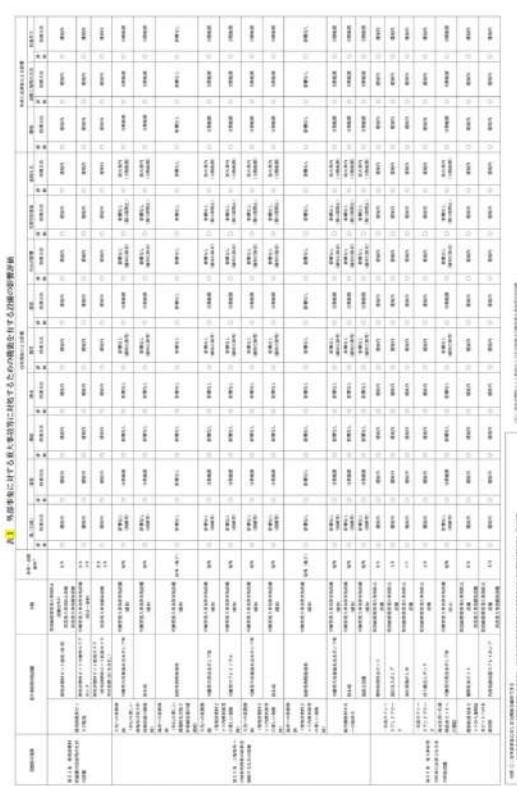
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉
			相違理由

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

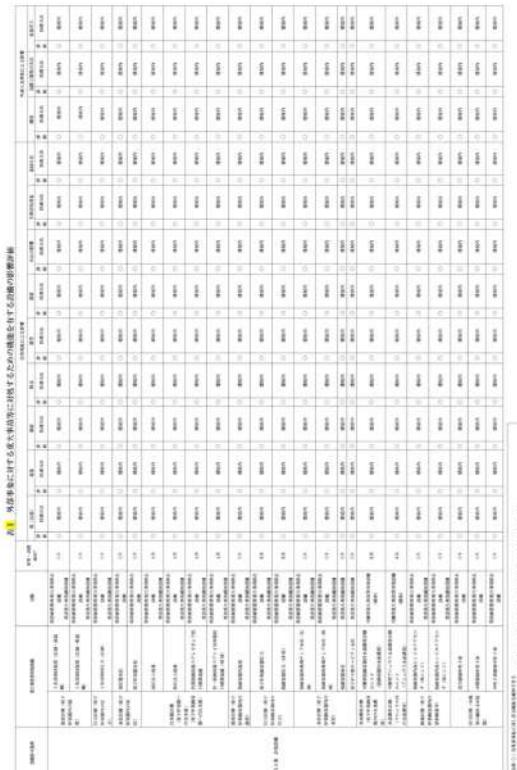
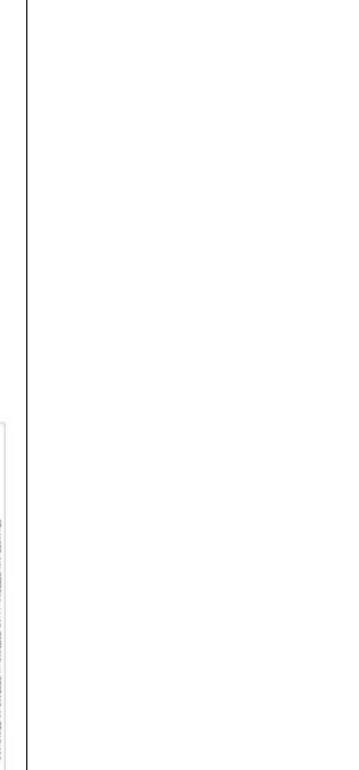
## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
				

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		<p style="text-align: center;">表1 事故想定に対する重大事故時の各機器を示す沿線の影響範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器名</th> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="2">1号炉</th> <th colspan="2">2号炉</th> <th colspan="2">3号炉</th> <th colspan="2">4号炉</th> <th colspan="2">5号炉</th> <th colspan="2">6号炉</th> <th colspan="2">7号炉</th> <th colspan="2">8号炉</th> <th colspan="2">9号炉</th> <th colspan="2">10号炉</th> <th colspan="2">11号炉</th> <th colspan="2">12号炉</th> <th colspan="2">13号炉</th> <th colspan="2">14号炉</th> <th colspan="2">15号炉</th> <th colspan="2">16号炉</th> <th colspan="2">17号炉</th> <th colspan="2">18号炉</th> <th colspan="2">19号炉</th> <th colspan="2">20号炉</th> <th colspan="2">21号炉</th> <th colspan="2">22号炉</th> <th colspan="2">23号炉</th> <th colspan="2">24号炉</th> <th colspan="2">25号炉</th> <th colspan="2">26号炉</th> <th colspan="2">27号炉</th> <th colspan="2">28号炉</th> <th colspan="2">29号炉</th> <th colspan="2">30号炉</th> <th colspan="2">31号炉</th> <th colspan="2">32号炉</th> <th colspan="2">33号炉</th> <th colspan="2">34号炉</th> <th colspan="2">35号炉</th> <th colspan="2">36号炉</th> <th colspan="2">37号炉</th> <th colspan="2">38号炉</th> <th colspan="2">39号炉</th> <th colspan="2">40号炉</th> <th colspan="2">41号炉</th> <th colspan="2">42号炉</th> <th colspan="2">43号炉</th> <th colspan="2">44号炉</th> <th colspan="2">45号炉</th> <th colspan="2">46号炉</th> <th colspan="2">47号炉</th> <th colspan="2">48号炉</th> <th colspan="2">49号炉</th> <th colspan="2">50号炉</th> <th colspan="2">51号炉</th> <th colspan="2">52号炉</th> <th colspan="2">53号炉</th> <th colspan="2">54号炉</th> <th colspan="2">55号炉</th> <th colspan="2">56号炉</th> <th colspan="2">57号炉</th> <th colspan="2">58号炉</th> <th colspan="2">59号炉</th> <th colspan="2">60号炉</th> <th colspan="2">61号炉</th> <th colspan="2">62号炉</th> <th colspan="2">63号炉</th> <th colspan="2">64号炉</th> <th colspan="2">65号炉</th> <th colspan="2">66号炉</th> <th colspan="2">67号炉</th> <th colspan="2">68号炉</th> <th colspan="2">69号炉</th> <th colspan="2">70号炉</th> <th colspan="2">71号炉</th> <th colspan="2">72号炉</th> <th colspan="2">73号炉</th> <th colspan="2">74号炉</th> <th colspan="2">75号炉</th> <th colspan="2">76号炉</th> <th colspan="2">77号炉</th> <th colspan="2">78号炉</th> <th colspan="2">79号炉</th> <th colspan="2">80号炉</th> <th colspan="2">81号炉</th> <th colspan="2">82号炉</th> <th colspan="2">83号炉</th> <th colspan="2">84号炉</th> <th colspan="2">85号炉</th> <th colspan="2">86号炉</th> <th colspan="2">87号炉</th> <th colspan="2">88号炉</th> <th colspan="2">89号炉</th> <th colspan="2">90号炉</th> <th colspan="2">91号炉</th> <th colspan="2">92号炉</th> <th colspan="2">93号炉</th> <th colspan="2">94号炉</th> <th colspan="2">95号炉</th> <th colspan="2">96号炉</th> <th colspan="2">97号炉</th> <th colspan="2">98号炉</th> <th colspan="2">99号炉</th> <th colspan="2">100号炉</th> <th colspan="2">101号炉</th> <th colspan="2">102号炉</th> <th colspan="2">103号炉</th> <th colspan="2">104号炉</th> <th colspan="2">105号炉</th> <th colspan="2">106号炉</th> <th colspan="2">107号炉</th> <th colspan="2">108号炉</th> <th colspan="2">109号炉</th> <th colspan="2">110号炉</th> <th colspan="2">111号炉</th> <th colspan="2">112号炉</th> <th colspan="2">113号炉</th> <th colspan="2">114号炉</th> <th colspan="2">115号炉</th> <th colspan="2">116号炉</th> <th colspan="2">117号炉</th> <th colspan="2">118号炉</th> <th colspan="2">119号炉</th> <th colspan="2">120号炉</th> <th colspan="2">121号炉</th> <th colspan="2">122号炉</th> <th colspan="2">123号炉</th> <th colspan="2">124号炉</th> <th colspan="2">125号炉</th> <th colspan="2">126号炉</th> <th colspan="2">127号炉</th> <th colspan="2">128号炉</th> <th colspan="2">129号炉</th> <th colspan="2">130号炉</th> <th colspan="2">131号炉</th> <th colspan="2">132号炉</th> <th colspan="2">133号炉</th> <th colspan="2">134号炉</th> <th colspan="2">135号炉</th> <th colspan="2">136号炉</th> <th colspan="2">137号炉</th> <th colspan="2">138号炉</th> <th colspan="2">139号炉</th> <th colspan="2">140号炉</th> <th colspan="2">141号炉</th> <th colspan="2">142号炉</th> <th colspan="2">143号炉</th> <th colspan="2">144号炉</th> <th colspan="2">145号炉</th> <th colspan="2">146号炉</th> <th colspan="2">147号炉</th> <th colspan="2">148号炉</th> <th colspan="2">149号炉</th> <th colspan="2">150号炉</th> <th colspan="2">151号炉</th> <th colspan="2">152号炉</th> <th colspan="2">153号炉</th> <th colspan="2">154号炉</th> <th colspan="2">155号炉</th> <th colspan="2">156号炉</th> <th colspan="2">157号炉</th> <th colspan="2">158号炉</th> <th colspan="2">159号炉</th> <th colspan="2">160号炉</th> <th colspan="2">161号炉</th> <th colspan="2">162号炉</th> <th colspan="2">163号炉</th> <th colspan="2">164号炉</th> <th colspan="2">165号炉</th> <th colspan="2">166号炉</th> <th colspan="2">167号炉</th> <th colspan="2">168号炉</th> <th colspan="2">169号炉</th> <th colspan="2">170号炉</th> <th colspan="2">171号炉</th> <th colspan="2">172号炉</th> <th colspan="2">173号炉</th> <th colspan="2">174号炉</th> <th colspan="2">175号炉</th> <th colspan="2">176号炉</th> <th colspan="2">177号炉</th> <th colspan="2">178号炉</th> <th colspan="2">179号炉</th> <th colspan="2">180号炉</th> <th colspan="2">181号炉</th> <th colspan="2">182号炉</th> <th colspan="2">183号炉</th> <th colspan="2">184号炉</th> <th colspan="2">185号炉</th> <th colspan="2">186号炉</th> <th colspan="2">187号炉</th> <th colspan="2">188号炉</th> <th colspan="2">189号炉</th> <th colspan="2">190号炉</th> <th colspan="2">191号炉</th> <th colspan="2">192号炉</th> <th colspan="2">193号炉</th> <th colspan="2">194号炉</th> <th colspan="2">195号炉</th> <th colspan="2">196号炉</th> <th colspan="2">197号炉</th> <th colspan="2">198号炉</th> <th colspan="2">199号炉</th> <th colspan="2">200号炉</th> <th colspan="2">201号炉</th> <th colspan="2">202号炉</th> <th colspan="2">203号炉</th> <th colspan="2">204号炉</th> <th colspan="2">205号炉</th> <th colspan="2">206号炉</th> <th colspan="2">207号炉</th> <th colspan="2">208号炉</th> <th colspan="2">209号炉</th> <th colspan="2">210号炉</th> <th colspan="2">211号炉</th> <th colspan="2">212号炉</th> <th colspan="2">213号炉</th> <th colspan="2">214号炉</th> <th colspan="2">215号炉</th> <th colspan="2">216号炉</th> <th colspan="2">217号炉</th> <th colspan="2">218号炉</th> <th colspan="2">219号炉</th> <th colspan="2">220号炉</th> <th colspan="2">221号炉</th> <th colspan="2">222号炉</th> <th colspan="2">223号炉</th> <th colspan="2">224号炉</th> <th colspan="2">225号炉</th> <th colspan="2">226号炉</th> <th colspan="2">227号炉</th> <th colspan="2">228号炉</th> <th colspan="2">229号炉</th> <th colspan="2">230号炉</th> <th colspan="2">231号炉</th> <th colspan="2">232号炉</th> <th colspan="2">233号炉</th> <th colspan="2">234号炉</th> <th colspan="2">235号炉</th> <th colspan="2">236号炉</th> <th colspan="2">237号炉</th> <th colspan="2">238号炉</th> <th colspan="2">239号炉</th> <th colspan="2">240号炉</th> <th colspan="2">241号炉</th> <th colspan="2">242号炉</th> <th colspan="2">243号炉</th> <th colspan="2">244号炉</th> <th colspan="2">245号炉</th> <th colspan="2">246号炉</th> <th colspan="2">247号炉</th> <th colspan="2">248号炉</th> <th colspan="2">249号炉</th> <th colspan="2">250号炉</th> <th colspan="2">251号炉</th> <th colspan="2">252号炉</th> <th colspan="2">253号炉</th> <th colspan="2">254号炉</th> <th colspan="2">255号炉</th> <th colspan="2">256号炉</th> <th colspan="2">257号炉</th> <th colspan="2">258号炉</th> <th colspan="2">259号炉</th> <th colspan="2">260号炉</th> <th colspan="2">261号炉</th> <th colspan="2">262号炉</th> <th colspan="2">263号炉</th> <th colspan="2">264号炉</th> <th colspan="2">265号炉</th> <th colspan="2">266号炉</th> <th colspan="2">267号炉</th> <th colspan="2">268号炉</th> <th colspan="2">269号炉</th> <th colspan="2">270号炉</th> <th colspan="2">271号炉</th> <th colspan="2">272号炉</th> <th colspan="2">273号炉</th> <th colspan="2">274号炉</th> <th colspan="2">275号炉</th> <th colspan="2">276号炉</th> <th colspan="2">277号炉</th> <th colspan="2">278号炉</th> <th colspan="2">279号炉</th> <th colspan="2">280号炉</th> <th colspan="2">281号炉</th> <th colspan="2">282号炉</th> <th colspan="2">283号炉</th> <th colspan="2">284号炉</th> <th colspan="2">285号炉</th> <th colspan="2">286号炉</th> <th colspan="2">287号炉</th> <th colspan="2">288号炉</th> <th colspan="2">289号炉</th> <th colspan="2">290号炉</th> <th colspan="2">291号炉</th> <th colspan="2">292号炉</th> <th colspan="2">293号炉</th> <th colspan="2">294号炉</th> <th colspan="2">295号炉</th> <th colspan="2">296号炉</th> <th colspan="2">297号炉</th> <th colspan="2">298号炉</th> <th colspan="2">299号炉</th> <th colspan="2">300号炉</th> <th colspan="2">301号炉</th> <th colspan="2">302号炉</th> <th colspan="2">303号炉</th> <th colspan="2">304号炉</th> <th colspan="2">305号炉</th> <th colspan="2">306号炉</th> <th colspan="2">307号炉</th> <th colspan="2">308号炉</th> <th colspan="2">309号炉</th> <th colspan="2">310号炉</th> <th colspan="2">311号炉</th> <th colspan="2">312号炉</th> <th colspan="2">313号炉</th> <th colspan="2">314号炉</th> <th colspan="2">315号炉</th> <th colspan="2">316号炉</th> <th colspan="2">317号炉</th> <th colspan="2">318号炉</th> <th colspan="2">319号炉</th> <th colspan="2">320号炉</th> <th colspan="2">321号炉</th> <th colspan="2">322号炉</th> <th colspan="2">323号炉</th> <th colspan="2">324号炉</th> <th colspan="2">325号炉</th> <th colspan="2">326号炉</th> <th colspan="2">327号炉</th> <th colspan="2">328号炉</th> <th colspan="2">329号炉</th> <th colspan="2">330号炉</th> <th colspan="2">331号炉</th> <th colspan="2">332号炉</th> <th colspan="2">333号炉</th> <th colspan="2">334号炉</th> <th colspan="2">335号炉</th> <th colspan="2">336号炉</th> <th colspan="2">337号炉</th> <th colspan="2">338号炉</th> <th colspan="2">339号炉</th> <th colspan="2">340号炉</th> <th colspan="2">341号炉</th> <th colspan="2">342号炉</th> <th colspan="2">343号炉</th> <th colspan="2">344号炉</th> <th colspan="2">345号炉</th> <th colspan="2">346号炉</th> <th colspan="2">347号炉</th> <th colspan="2">348号炉</th> <th colspan="2">349号炉</th> <th colspan="2">350号炉</th> <th colspan="2">351号炉</th> <th colspan="2">352号炉</th> <th colspan="2">353号炉</th> <th colspan="2">354号炉</th> <th colspan="2">355号炉</th> <th colspan="2">356号炉</th> <th colspan="2">357号炉</th> <th colspan="2">358号炉</th> <th colspan="2">359号炉</th> <th colspan="2">360号炉</th> <th colspan="2">361号炉</th> <th colspan="2">362号炉</th> <th colspan="2">363号炉</th> <th colspan="2">364号炉</th> <th colspan="2">365号炉</th> <th colspan="2">366号炉</th> <th colspan="2">367号炉</th> <th colspan="2">368号炉</th> <th colspan="2">369号炉</th> <th colspan="2">370号炉</th> <th colspan="2">371号炉</th> <th colspan="2">372号炉</th> <th colspan="2">373号炉</th> <th colspan="2">374号炉</th> <th colspan="2">375号炉</th> <th colspan="2">376号炉</th> <th colspan="2">377号炉</th> <th colspan="2">378号炉</th> <th colspan="2">379号炉</th> <th colspan="2">380号炉</th> <th colspan="2">381号炉</th> <th colspan="2">382号炉</th> <th colspan="2">383号炉</th> <th colspan="2">384号炉</th> <th colspan="2">385号炉</th> <th colspan="2">386号炉</th> <th colspan="2">387号炉</th> <th colspan="2">388号炉</th> <th colspan="2">389号炉</th> <th colspan="2">390号炉</th> <th colspan="2">391号炉</th> <th colspan="2">392号炉</th> <th colspan="2">393号炉</th> <th colspan="2">394号炉</th> <th colspan="2">395号炉</th> <th colspan="2">396号炉</th> <th colspan="2">397号炉</th> <th colspan="2">398号炉</th> <th colspan="2">399号炉</th> <th colspan="2">400号炉</th> <th colspan="2">401号炉</th> <th colspan="2">402号炉</th> <th colspan="2">403号炉</th> <th colspan="2">404号炉</th> <th colspan="2">405号炉</th> <th colspan="2">406号炉</th> <th colspan="2">407号炉</th> <th colspan="2">408号炉</th> <th colspan="2">409号炉</th> <th colspan="2">410号炉</th> <th colspan="2">411号炉</th> <th colspan="2">412号炉</th> <th colspan="2">413号炉</th> <th colspan="2">414号炉</th> <th colspan="2">415号炉</th> <th colspan="2">416号炉</th> <th colspan="2">417号炉</th> <th colspan="2">418号炉</th> <th colspan="2">419号炉</th> <th colspan="2">420号炉</th> <th colspan="2">421号炉</th> <th colspan="2">422号炉</th> <th colspan="2">423号炉</th> <th colspan="2">424号炉</th> <th colspan="2">425号炉</th> <th colspan="2">426号炉</th> <th colspan="2">427号炉</th> <th colspan="2">428号炉</th> <th colspan="2">429号炉</th> <th colspan="2">430号炉</th> <th colspan="2">431号炉</th> <th colspan="2">432号炉</th> <th colspan="2">433号炉</th> <th colspan="2">434号炉</th> <th colspan="2">435号炉</th> <th colspan="2">436号炉</th> <th colspan="2">437号炉</th> <th colspan="2">438号炉</th> <th colspan="2">439号炉</th> <th colspan="2">440号炉</th> <th colspan="2">441号炉</th> <th colspan="2">442号炉</th> <th colspan="2">443号炉</th> <th colspan="2">444号炉</th> <th colspan="2">445号炉</th> <th colspan="2">446号炉</th> <th colspan="2">447号炉</th> <th colspan="2">448号炉</th> <th colspan="2">449号炉</th> <th colspan="2">450号炉</th> <th colspan="2">451号炉</th> <th colspan="2">452号炉</th> <th colspan="2">453号炉</th> <th colspan="2">454号炉</th> <th colspan="2">455号炉</th> <th colspan="2">456号炉</th> <th colspan="2">457号炉</th> <th colspan="2">458号炉</th> <th colspan="2">459号炉</th> <th colspan="2">460号炉</th> <th colspan="2">461号炉</th> <th colspan="2">462号炉</th> <th colspan="2">463号炉</th> <th colspan="2">464号炉</th> <th colspan="2">465号炉</th> <th colspan="2">466号炉</th> <th colspan="2">467号炉</th> <th colspan="2">468号炉</th> <th colspan="2">469号炉</th> <th colspan="2">470号炉</th> <th colspan="2">471号炉</th> <th colspan="2">472号炉</th> <th colspan="2">473号炉</th> <th colspan="2">474号炉</th> <th colspan="2">475号炉</th> <th colspan="2">476号炉</th> <th colspan="2">477号炉</th> <th colspan="2">478号炉</th> <th colspan="2">479号炉</th> <th colspan="2">480号炉</th> <th colspan="2">481号炉</th> <th colspan="2">482号炉</th> <th colspan="2">483号炉</th> <th colspan="2">484号炉</th> <th colspan="2">485号炉</th> <th colspan="2">486号炉</th> <th colspan="2">487号炉</th> <th colspan="2">488号炉</th> <th colspan="2">489号炉</th> <th colspan="2">490号炉</th> <th colspan="2">491号炉</th> <th colspan="2">492号炉</th> <th colspan="2">493号炉</th> <th colspan="2">494号炉</th> <th colspan="2">495号炉</th> <th colspan="2">496号炉</th> <th colspan="2">497号炉</th> <th colspan="2">498号炉</th> <th colspan="2">499号炉</th> <th colspan="2">500号炉</th> </tr> </thead></table>	機器名	機器名	1号炉		2号炉		3号炉		4号炉		5号炉		6号炉		7号炉		8号炉		9号炉		10号炉		11号炉		12号炉		13号炉		14号炉		15号炉		16号炉		17号炉		18号炉		19号炉		20号炉		21号炉		22号炉		23号炉		24号炉		25号炉		26号炉		27号炉		28号炉		29号炉		30号炉		31号炉		32号炉		33号炉		34号炉		35号炉		36号炉		37号炉		38号炉		39号炉		40号炉		41号炉		42号炉		43号炉		44号炉		45号炉		46号炉		47号炉		48号炉		49号炉		50号炉		51号炉		52号炉		53号炉		54号炉		55号炉		56号炉		57号炉		58号炉		59号炉		60号炉		61号炉		62号炉		63号炉		64号炉		65号炉		66号炉		67号炉		68号炉		69号炉		70号炉		71号炉		72号炉		73号炉		74号炉		75号炉		76号炉		77号炉		78号炉		79号炉		80号炉		81号炉		82号炉		83号炉		84号炉		85号炉		86号炉		87号炉		88号炉		89号炉		90号炉		91号炉		92号炉		93号炉		94号炉		95号炉		96号炉		97号炉		98号炉		99号炉		100号炉		101号炉		102号炉		103号炉		104号炉		105号炉		106号炉		107号炉		108号炉		109号炉		110号炉		111号炉		112号炉		113号炉		114号炉		115号炉		116号炉		117号炉		118号炉		119号炉		120号炉		121号炉		122号炉		123号炉		124号炉		125号炉		126号炉		127号炉		128号炉		129号炉		130号炉		131号炉		132号炉		133号炉		134号炉		135号炉		136号炉		137号炉		138号炉		139号炉		140号炉		141号炉		142号炉		143号炉		144号炉		145号炉		146号炉		147号炉		148号炉		149号炉		150号炉		151号炉		152号炉		153号炉		154号炉		155号炉		156号炉		157号炉		158号炉		159号炉		160号炉		161号炉		162号炉		163号炉		164号炉		165号炉		166号炉		167号炉		168号炉		169号炉		170号炉		171号炉		172号炉		173号炉		174号炉		175号炉		176号炉		177号炉		178号炉		179号炉		180号炉		181号炉		182号炉		183号炉		184号炉		185号炉		186号炉		187号炉		188号炉		189号炉		190号炉		191号炉		192号炉		193号炉		194号炉		195号炉		196号炉		197号炉		198号炉		199号炉		200号炉		201号炉		202号炉		203号炉		204号炉		205号炉		206号炉		207号炉		208号炉		209号炉		210号炉		211号炉		212号炉		213号炉		214号炉		215号炉		216号炉		217号炉		218号炉		219号炉		220号炉		221号炉		222号炉		223号炉		224号炉		225号炉		226号炉		227号炉		228号炉		229号炉		230号炉		231号炉		232号炉		233号炉		234号炉		235号炉		236号炉		237号炉		238号炉		239号炉		240号炉		241号炉		242号炉		243号炉		244号炉		245号炉		246号炉		247号炉		248号炉		249号炉		250号炉		251号炉		252号炉		253号炉		254号炉		255号炉		256号炉		257号炉		258号炉		259号炉		260号炉		261号炉		262号炉		263号炉		264号炉		265号炉		266号炉		267号炉		268号炉		269号炉		270号炉		271号炉		272号炉		273号炉		274号炉		275号炉		276号炉		277号炉		278号炉		279号炉		280号炉		281号炉		282号炉		283号炉		284号炉		285号炉		286号炉		287号炉		288号炉		289号炉		290号炉		291号炉		292号炉		293号炉		294号炉		295号炉		296号炉		297号炉		298号炉		299号炉		300号炉		301号炉		302号炉		303号炉		304号炉		305号炉		306号炉		307号炉		308号炉		309号炉		310号炉		311号炉		312号炉		313号炉		314号炉		315号炉		316号炉		317号炉		318号炉		319号炉		320号炉		321号炉		322号炉		323号炉		324号炉		325号炉		326号炉		327号炉		328号炉		329号炉		330号炉		331号炉		332号炉		333号炉		334号炉		335号炉		336号炉		337号炉		338号炉		339号炉		340号炉		341号炉		342号炉		343号炉		344号炉		345号炉		346号炉		347号炉		348号炉		349号炉		350号炉		351号炉		352号炉		353号炉		354号炉		355号炉		356号炉		357号炉		358号炉		359号炉		360号炉		361号炉		362号炉		363号炉		364号炉		365号炉		366号炉		367号炉		368号炉		369号炉		370号炉		371号炉		372号炉		373号炉		374号炉		375号炉		376号炉		377号炉		378号炉		379号炉		380号炉		381号炉		382号炉		383号炉		384号炉		385号炉		386号炉		387号炉		388号炉		389号炉		390号炉		391号炉		392号炉		393号炉		394号炉		395号炉		396号炉		397号炉		398号炉		399号炉		400号炉		401号炉		402号炉		403号炉		404号炉		405号炉		406号炉		407号炉		408号炉		409号炉		410号炉		411号炉		412号炉		413号炉		414号炉		415号炉		416号炉		417号炉		418号炉		419号炉		420号炉		421号炉		422号炉		423号炉		424号炉		425号炉		426号炉		427号炉		428号炉		429号炉		430号炉		431号炉		432号炉		433号炉		434号炉		435号炉		436号炉		437号炉		438号炉		439号炉		440号炉		441号炉		442号炉		443号炉		444号炉		445号炉		446号炉		447号炉		448号炉		449号炉		450号炉		451号炉		452号炉		453号炉		454号炉		455号炉		456号炉		457号炉		458号炉		459号炉		460号炉		461号炉		462号炉		463号炉		464号炉		465号炉		466号炉		467号炉		468号炉		469号炉		470号炉		471号炉		472号炉		473号炉		474号炉		475号炉		476号炉		477号炉		478号炉		479号炉		480号炉		481号炉		482号炉		483号炉		484号炉		485号炉		486号炉		487号炉		488号炉		489号炉		490号炉		491号炉		492号炉		493号炉		494号炉		495号炉		496号炉		497号炉		498号炉		499号炉		500号炉	
機器名	機器名	1号炉			2号炉		3号炉		4号炉		5号炉		6号炉		7号炉		8号炉		9号炉		10号炉		11号炉		12号炉		13号炉		14号炉		15号炉		16号炉		17号炉		18号炉		19号炉		20号炉		21号炉		22号炉		23号炉		24号炉		25号炉		26号炉		27号炉		28号炉		29号炉		30号炉		31号炉		32号炉		33号炉		34号炉		35号炉		36号炉		37号炉		38号炉		39号炉		40号炉		41号炉		42号炉		43号炉		44号炉		45号炉		46号炉		47号炉		48号炉		49号炉		50号炉		51号炉		52号炉		53号炉		54号炉		55号炉		56号炉		57号炉		58号炉		59号炉		60号炉		61号炉		62号炉		63号炉		64号炉		65号炉		66号炉		67号炉		68号炉		69号炉		70号炉		71号炉		72号炉		73号炉		74号炉		75号炉		76号炉		77号炉		78号炉		79号炉		80号炉		81号炉		82号炉		83号炉		84号炉		85号炉		86号炉		87号炉		88号炉		89号炉		90号炉		91号炉		92号炉		93号炉		94号炉		95号炉		96号炉		97号炉		98号炉		99号炉		100号炉		101号炉		102号炉		103号炉		104号炉		105号炉		106号炉		107号炉		108号炉		109号炉		110号炉		111号炉		112号炉		113号炉		114号炉		115号炉		116号炉		117号炉		118号炉		119号炉		120号炉		121号炉		122号炉		123号炉		124号炉		125号炉		126号炉		127号炉		128号炉		129号炉		130号炉		131号炉		132号炉		133号炉		134号炉		135号炉		136号炉		137号炉		138号炉		139号炉		140号炉		141号炉		142号炉		143号炉		144号炉		145号炉		146号炉		147号炉		148号炉		149号炉		150号炉		151号炉		152号炉		153号炉		154号炉		155号炉		156号炉		157号炉		158号炉		159号炉		160号炉		161号炉		162号炉		163号炉		164号炉		165号炉		166号炉		167号炉		168号炉		169号炉		170号炉		171号炉		172号炉		173号炉		174号炉		175号炉		176号炉		177号炉		178号炉		179号炉		180号炉		181号炉		182号炉		183号炉		184号炉		185号炉		186号炉		187号炉		188号炉		189号炉		190号炉		191号炉		192号炉		193号炉		194号炉		195号炉		196号炉		197号炉		198号炉		199号炉		200号炉		201号炉		202号炉		203号炉		204号炉		205号炉		206号炉		207号炉		208号炉		209号炉		210号炉		211号炉		212号炉		213号炉		214号炉		215号炉		216号炉		217号炉		218号炉		219号炉		220号炉		221号炉		222号炉		223号炉		224号炉		225号炉		226号炉		227号炉		228号炉		229号炉		230号炉		231号炉		232号炉		233号炉		234号炉		235号炉		236号炉		237号炉		238号炉		239号炉		240号炉		241号炉		242号炉		243号炉		244号炉		245号炉		246号炉		247号炉		248号炉		249号炉		250号炉		251号炉		252号炉		253号炉		254号炉		255号炉		256号炉		257号炉		258号炉		259号炉		260号炉		261号炉		262号炉		263号炉		264号炉		265号炉		266号炉		267号炉		268号炉		269号炉		270号炉		271号炉		272号炉		273号炉		274号炉		275号炉		276号炉		277号炉		278号炉		279号炉		280号炉		281号炉		282号炉		283号炉		284号炉		285号炉		286号炉		287号炉		288号炉		289号炉		290号炉		291号炉		292号炉		293号炉		294号炉		295号炉		296号炉		297号炉		298号炉		299号炉		300号炉		301号炉		302号炉		303号炉		304号炉		305号炉		306号炉		307号炉		308号炉		309号炉		310号炉		311号炉		312号炉		313号炉		314号炉		315号炉		316号炉		317号炉		318号炉		319号炉		320号炉		321号炉		322号炉		323号炉		324号炉		325号炉		326号炉		327号炉		328号炉		329号炉		330号炉		331号炉		332号炉		333号炉		334号炉		335号炉		336号炉		337号炉		338号炉		339号炉		340号炉		341号炉		342号炉		343号炉		344号炉		345号炉		346号炉		347号炉		348号炉		349号炉		350号炉		351号炉		352号炉		353号炉		354号炉		355号炉		356号炉		357号炉		358号炉		359号炉		360号炉		361号炉		362号炉		363号炉		364号炉		365号炉		366号炉		367号炉		368号炉		369号炉		370号炉		371号炉		372号炉		373号炉		374号炉		375号炉		376号炉		377号炉		378号炉		379号炉		380号炉		381号炉		382号炉		383号炉		384号炉		385号炉		386号炉		387号炉		388号炉		389号炉		390号炉		391号炉		392号炉		393号炉		394号炉		395号炉		396号炉		397号炉		398号炉		399号炉		400号炉		401号炉		402号炉		403号炉		404号炉		405号炉		406号炉		407号炉		408号炉		409号炉		410号炉		411号炉		412号炉		413号炉		414号炉		415号炉		416号炉		417号炉		418号炉		419号炉		420号炉		421号炉		422号炉		423号炉		424号炉		425号炉		426号炉		427号炉		428号炉		429号炉		430号炉		431号炉		432号炉		433号炉		434号炉		435号炉		436号炉		437号炉		438号炉		439号炉		440号炉		441号炉		442号炉		443号炉		444号炉		445号炉		446号炉		447号炉		448号炉		449号炉		450号炉		451号炉		452号炉		453号炉		454号炉		455号炉		456号炉		457号炉		458号炉		459号炉		460号炉		461号炉		462号炉		463号炉		464号炉		465号炉		466号炉		467号炉		468号炉		469号炉		470号炉		471号炉		472号炉		473号炉		474号炉		475号炉		476号炉		477号炉		478号炉		479号炉		480号炉		481号炉		482号炉		483号炉		484号炉		485号炉		486号炉		487号炉		488号炉		489号炉		490号炉		491号炉		492号炉		493号炉		494号炉		495号炉		496号炉		497号炉		498号炉		499号炉		500号炉			

  |

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

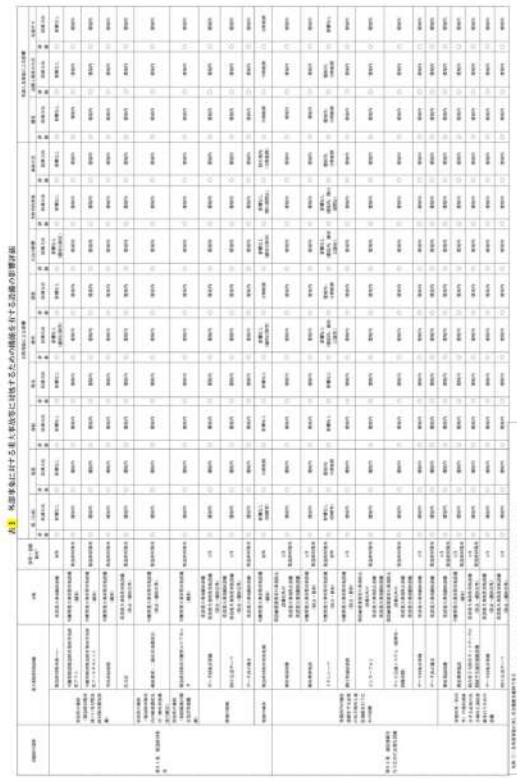
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		